

○議長（森 温繁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成28年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より18日までの17日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は17日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、3番 橋本智洋君と4番 滝内久生君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、行政視察について申し上げます。

2月18日、茨城県土浦市議会議員4名が、観光まちづくり推進計画についてを視察されました。

次に、報告書の提出について申し上げます。

下田市教育委員会教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき「平成27年度（平成26年度実績事業）下田市教育委員会自己点検・評価報告書」の提出がありました。議席配付をしてありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知並びに下田市選挙管理委員会委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生した旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第34号。平成28年3月2日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成28年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成28年3月2日招集の平成28年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第2号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第3号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第4号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第5号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第6号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第7号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第8号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第9号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第10号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第11号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第12号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第13号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第14号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第15号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第16号 下田市農業委員会の委員の選任について、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第25号 平成27年度下田市

後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、議第28号 指定金融機関の指定について、議第29号 市道の認定及び路線変更について、議第30号 下田市行政不服審査会条例の制定について、議第31号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第32号 下田市情報公開条例の全部を改正する条例の制定について、議第33号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号 下田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第36号 下田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第37号 下田市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第38号 下田市立学校給食センター設置条例の制定について、議第39号 下田市高齢者生きがいプラザ条例を廃止する条例の制定について、議第40号 平成28年度下田市一般会計予算、議第41号 平成28年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第42号 平成28年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第43号 平成28年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第44号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第45号 平成28年度下田市介護保険特別会計予算、議第46号 平成28年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第47号 平成28年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第48号 平成28年度下田市下水道事業特別会計予算、議第49号 平成28年度下田市水道事業会計予算。

下総庶第35号。平成28年3月2日。

下田市議会議長、森 温繁様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成28年3月下田市議会定例会説明員について。

平成28年3月2日招集の平成28年3月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、企画財政課長 須田信輔、総務課長 稲葉一三雄、教育委員会学校教育課長 峯岸勉、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子、地域防災課長 大石哲也、税務課長 井上 均、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 楠山賢佐、建設課長 鈴木芳紀、上下水道課長 日吉

金吾、環境対策課課長補佐兼清掃センター長 河井長美、施設整備室長 黒田幸雄。

下選管第1号。平成28年1月8日。

下田市議会議長、森 温繁様。下田市選挙管理委員会委員長、小澤秀一。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）。

平成28年4月25日をもって、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第182条第8項の規定によって通知します。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたします。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、選考委員会を設置し選考したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議がありますので、本件は起立により……

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） なしですか。

ご異議はないものと認めます。

よって、指名推選の方法について、選考委員会を設置し選考することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

選考委員会の委員の選出につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、選考委員は議長において指名することに決定いたしました。

選考委員に次の方を指名いたします。

1番 進士為雄君、3番 橋本智洋君、4番 滝内久生君、6番 小泉孝敬君、8番 鈴木 敬君、9番 伊藤英雄君、10番 土屋 忍君、13番 沢登英信君。

以上、8名の方をお願いいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は、18日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

---

#### ◎議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第2号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） おはようございます。

それでは、議第2号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開き願います。

本案は、下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する件でございます。下田市固定資産評価審査委員会委員の選任に当たり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第423条第3項の規定は、固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任するというものでございます。

本市の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員が地域的に偏在しないよう配慮し、旧下田地区と朝日地区、稲梓地区と稲生沢地区、白浜地区と浜崎地区の3地域に地区割りして、それぞれの地域から1名ずつ計3名の方に委員としてご就任いただき、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服審査事務等をお願いしているところでございます。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は、地方税法第423条第2項において3人以上と規定し、当該市町村の条例で定めることとされておりまして、本市の場合、下田市税賦課徴収条例第78条により、審査委員会の委員の定数は3人とすると定めております。このたび、この3名の委員のうち、稲生沢・稲梓地区から選任されております佐々木義隆委員につきまして、平成25年2月21日に前任者の補欠の委員としてご就任いただき、現在2期目でございますが、来る3月26日をもちまして任期満了を迎えることとなります。

本市の固定資産評価審査委員会委員につきましては、特段の事情がない限り2期で退任することが通例となっております。佐々木委員は今期限りで固定資産評価審査委員会委員の職を退かれる意向を伺っております。そのため、後任の委員として、稲生沢・稲梓地区にお住まいの方の中から、固定資産評価審査委員会委員として適任と思われる方につきまして選考作業を進めてまいりました。

その結果、今回、適任者として選任の同意をお願いしたい方は、下田市西本郷一丁目13番15号にお住まいの堀谷耕太郎さんでございます。昭和25年4月28日のお生まれで現在65歳でございます。堀谷さんは、昭和44年4月、下田町に奉職以来、市制施行を経て40年近くの長きにわたりお勤めになり、在職中は税務課におきまして資産税の担当として、家屋並びに土地に対する固定資産税実務に通算9年間の経験実績を有し、税務業務に精通されておられます。平成19年3月に下田市役所を退職された後は、積極的に地域活動に参加され、平成27年4月からは西本郷区の区長さんとして地域振興、地域の活性化のためにご尽力くださっております。

以上、申し述べましたとおり、堀谷さんは固定資産評価審査委員会の委員といたしまして適任者でございますので、ぜひともご同意を賜りますようお願いのほどよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第2号 下田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第3号～議第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第3号から議第16号までの下田市農業委員会の委員の選任について、14件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議案件名簿の2ページ、議第3号から15ページの議第16号までの下田市農業委員会の委員の選任についてに係る14議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

このたびの議案の提出につきましては、農地利用の最適化や農業の成長産業化を図るため、農業委員会業務の重点化、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設を主な内容として、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が昨年8月29日に成立し、9月4日に公布され、附則の一部を除き本年4月1日から施行されることとなります。

農業委員会の委員の選任方法につきましては、農業委員会等に関する法律の改正によりまして、公職選挙法を準用した公選制から市町村議会の同意を得て市町村長が任命する方法に改められました。本市では、法改正を受けまして、平成27年12月市議会定例会におきまして、農業委員会の定数を14人、農地利用最適化推進委員の定数を7人と定める下田農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について議決をいただき、昨年

12月11日に平成27年下田市条例第35号として公布したところでございます。

なお、農業委員会の委員の任命に当たりましては、改正後の農業委員会等に関する法律第9条の規定により、あらかじめ農業者や農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないこととされており、あわせて推薦の求め及び応募の状況につきましては公表が義務づけられたところでございます。

このたびの農業委員会委員候補者の選任作業に当たりましては、これら関係法令等の規定を踏まえ、所要の事務手続を経た後に、下田市農業委員会の委員の選任等に関する規則の規定に基づき、市役所庁内選考委員会により選考審査を行い、農業委員候補者14名につきまして適任者と判断し、農業委員会の委員の選任について、議会の同意を求める議案を提出させていただき運びとなったものでございます。

それでは、議第3号から議第16号まで順次ご説明申し上げます。

なお、議案件名と提案の内容及び提案理由につきましては、議第3号から議第16号まで同じ内容でございますので、議第4号以降につきましては、議案件名と提案の序文及び根拠規定並びに提案理由の読み上げにつきましては、大変恐縮でございますが省略させていただきたいと存じます。

それでは、お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

議第3号 下田市農業委員会の委員の選任についてでございます。下記の者を下田市農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

選任したい方でございますが、下田市河内212番地にお住まいの土屋勝利さんでございます。昭和11年8月1日にお生まれの79歳でございます。元下田市議会議員で、河内区長さんとしても地域振興にご尽力くださいました。現在、伊豆森林組合で組合長の要職にあり、現職の下田市農業委員でございます。河内区から推薦をいただきました。

続きまして、3ページをお開きいただき、議第4号でございますが、農業委員に選任したい方ですが、下田市柿崎22番36号にお住まいの森田肇司さんでございます。昭和18年10月26日にお生まれの72歳でございます。元柿崎郵便局長でございます。現在は果樹の認定農業者として農業にいそしみ、現職の下田市農業委員でございます。柿崎区から推薦をいただきました。

続きまして、4ページをお開きいただき、議第5号でございます。農業委員に選任した

い方は、下田市白浜390番地にお住まいの飯田正明さんでございます。昭和19年9月1日にお生まれの71歳の方で、果樹の認定農業者でございます。伊豆太陽農業協同組合常務理事や白浜板戸区長さんを歴任され、現職の下田市農業委員でございます。飯田さんは公募により農業委員へ応募なさいました。

続きまして、5ページをお開きいただき、議第6号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市箕作498番地の7にお住まいの鈴木保則さんで、昭和19年9月15日にお生まれの71歳でございます。元下田市役所職員でございます。箕作区長さんや下田市固定資産評価審査委員会委員を歴任され、現在、下田市農業委員会会長の要職に在職中でございます。中山間地域集落協定椎原集落の代表者としてもご尽力されております。箕作区から推薦をいただきました。

続きまして、6ページをお開きいただき、議第7号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市須原711番地にお住まいの土屋昭良さんでございます。昭和23年7月31日にお生まれの67歳で、ワサビの認定農業者でございます。須原一区長さんや下田市農業委員、下田市農業振興会会長を歴任され、現在は下田市農業振興会の蔬菜部会長の要職を務められております。静岡県東部農業共済組合から推薦をいただきました。

続きまして、7ページをお開きいただき、議第8号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市大沢162番地の8にお住まいの重田克己さんでございます。昭和24年1月1日にお生まれの67歳でございます。農業を営む傍ら、伊豆太陽農業協同組合理事や上大沢区長さんを歴任され、現在、下田市農業委員、下田市情報公開審査会・個人情報保護審査会委員をお願いしております。伊豆太陽農業協同組合から推薦をいただきました。

続きまして、8ページをお開きいただき、議第9号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市須崎1529番地の4にお住まいの土屋長一さんで、昭和24年3月24日にお生まれの66歳でございます。地元須崎で農業、漁業に従事しております。現職の下田市農業委員でございます。須崎区から推薦をいただきました。

続きまして、9ページをお開きいただき、議第10号でございます。農業委員に選任したい方は、下田市椎原299番地にお住まいの土屋明さんでございます。昭和26年3月18日にお生まれの64歳で、稲作、野菜、花卉の認定農業者でございます。椎原区長さんや伊豆太陽農業協同組合理事を歴任され、現在、下田市農業委員会委員にご就任されております。椎原区から推薦をいただきました。

続きまして、10ページをご覧いただき、議第11号でございます。農業委員に選任したい方

は、下田市白浜1347番地にお住まいの藤井建彦さんでございまして、昭和29年4月7日のお生まれで61歳でございます。元下田市役所職員でございまして、現在、下田市農業委員、下田市教育委員会社会教育指導員、下田市文化財保護審議会委員、静岡県鳥獣保護員を務めております。地元白浜長田区から推薦をいただきました。

続きまして、11ページをお開きいただき、議第12号でございます。農業委員に選任したい方は、下田市立野133番地の1にお住まいの高橋尚志さんでございまして、昭和31年3月31日にお生まれの59歳でございます。現在、下田市役所職員として在籍しておりますが、この3月末に定年退職を迎えます。改正後の農業委員会等に関する法律第8条第6項では、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定しておりまして、農業委員のうち少なくとも1名は農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係のない者を任命しなければなりません。高橋さんご本人は農地を所有しておらず、農業者ではなく、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有していないと認めたものでございます。なお、高橋さんは公募枠により応募したものでございます。

続きまして、12ページをお開きいただき、議第13号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市加増野212番地にお住まいの小林孝仁さんでございまして、昭和31年8月13日のお生まれで59歳でございます。稲作と野菜の認定農業者でございます。昨年3月に伊豆太陽農業協同組合を退職され、現在、農業に専任しており、中山間地域集落協定加増野集落の代表者でございます。加増野区から推薦をいただきました。

続きまして、13ページをお開きいただき、議第14号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市大賀茂445番地にお住まいの外岡徳雄さんでございまして、昭和35年3月28日のお生まれで56歳でございます。施設・露地野菜、果樹の認定農業者でございまして、現在、下田市農業委員、下田市農業振興会果樹部会の会長にご就任されております。大賀茂区から推薦をいただきました。

続きまして、14ページをお開きいただき、議第15号でございますが、農業委員に選任したい方は、下田市大賀茂462番地の5にお住まいの外岡福佳さんでございまして、昭和42年12月11日にお生まれの48歳でございます。果樹の認定農業者で、現在、伊豆太陽農業協同組合運営委員にご就任されており、下田市農業振興会副会長の要職も務めておられます。大賀茂区から推薦をいただきました。

続きまして、15ページをお開きいただき、議第16号でございますが、農業委員に選任した

い方は、下田市吉佐美791番地にお住まいの笹本 栄さんでございまして、昭和44年9月3日のお生まれで46歳でございます。20年以上の長きにわたり農業に従事されておまして、野菜と水稻の認定農業者でございます。吉佐美区から推薦をいただきました。

以上、下田市農業委員会の委員の選任についてに係る議第3号から議第16号までの14議案につきまして、雑駁で大変恐縮ですが、一括して説明させていただきました。

よろしくご審議賜りご同意くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 議第3号議案から議第16号議案までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております14件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第3号議案から第16号議案までは、委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第3号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第4号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第5号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第5号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第6号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第6号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第7号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第7号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第8号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第8号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第9号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第9号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第10号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第11号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第12号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

○7番（大川敏雄君） ちょっと確認をしたいんですが、この同意案件の該当者が本議場にいるわけです。これについての、このままで採決していいのかと。いわゆる退場手続が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今回の農業委員会の委員の選任に当たりまして、この議場に委員としてご同意を賜りたいということで当該ご本人が在席しております。この件につきまして、当然除斥するか、しないかということで事前に調査をさせていただきました。その結果、除斥しなくてもそれは差し支えないと、そういう判断がございましたので、そのままご審議をお願いしているものでございます。

以上でございます。

〔「よくわかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第12号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第13号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第14号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第15号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第16号 下田市農業委員会の委員の選任についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 下田市農業委員会の委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

下田市課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、認定こども園の完成及び給食センターの建設が平成27年度に完成見込みであるこ

とに伴い、組織機構の見直しを図るものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

第1条中「、所及び室」を「及び所」に改め、「施設整備室」を削り、第2条中「、所及び室」を「及び所」に改めるものでございます。

これによりまして施設整備室は廃課となりますが、新庁舎の建設及び静岡県下田総合庁舎移転の調整等の事務を引き続き行うため、総務課内に新たな係を設置し、対応しようとするものでございます。

それでは、議案件名簿の17ページをお開きください。

附則でございますが、この条例の施行日を定めておりまして、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第17号 下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 石井元市長の時代から新庁舎の老朽化が激しくて、これをしっかり建て直さなきゃいかんと、こういうことで議論を重ね、審議をしながら計画をしたり、多額の税金も使ってまいりました。その状況は残念ながらまだ変わっておりません。新庁舎の建設につきましては、石井前市長が敷根公園前面部ということで決定をいたしまして、議会もそれを承認したわけでありまして。しかしながら……

〔発言する者あり〕

○9番（伊藤英雄君） 予算を承認したと。決定じゃない。

楠山市長は、現在地、駅ビル、そして敷根民有地、これで述べて、最終的に敷根民有地に決定したいという方向を出しましたが、9,577人もの請願署名が集まり、これを何とか見直してくれと、こういう市民の大きな声がありました。12月議会においては、庁舎の場所を決定する条例が、敷根民有地ではまずいということで否決されたわけでありまして。これからど

う市庁舎の建設を進めていくのか、しっかりと取り組んでいかなければならないわけであり  
ます。

その段階において課をなくすと。係でいいんだ。であるならば、そもそも施設整備室とい  
うのはなぜつくられたのか。施設整備室が設置された目的は達成されたのか。あるいは、施  
設整備室は既にもう設置する理由がなくなったのか。新庁舎の建設はしなくてよくなったの  
か。先へ延ばしてよくなったのか。このことの説明が全くないというのは不思議であります。

新聞によれば、楠山市長は、敷根民有地を含めて新たな建設場所を探すというふうに述べ  
ていると載っておりました。そして、敷根民有地については、他に建設する場所はない  
んだと、これが最後の場所だと、このように述べたわけであります。しかしながら、新聞に  
よれば、見直しますと。そのことも見直しますと。つまり、敷根民有地以外の場所もあり得  
るんだ、それはまだ見つかってはいないようではありますが、あり得るんだと、そういう再検  
討するんだということであります。

課長職を初め3人の職員が一生懸命探して見つからなかった敷根民有地以外の建設場所、  
これを新たに探すとなれば、普通で考えれば、現在の陣容よりもさらに強化の陣容をしなけ  
れば、探すのは困難になるのではないかと考えるのが普通であります。3人いた職員を係  
員1人にする、これで本当に敷根民有地以外の建設場所は探せるのでしょうか。しっかりと  
市庁舎の建設へ向かって取り組めるのでしょうか。

楠山市長が4年間かけて一生懸命探した敷根民有地、残念ながら市民と議会からノーを言  
われた。そこで新たに組みむんだということが必要なんじゃないんですか。しっかりと市  
庁舎に取り組む必要がある。楠山市長は、時間がないんだと、ここは危険なんだと、早急に  
建てなきゃならないと言っていた。そこで陣容を縮小する、わかりづらいですね。何ゆえに  
市庁舎の建設陣容は縮小をしたほうがいいのかお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点目で、課を廃止した後の体制の確保がどうされるかという  
ことでちょっと回答させていただきますけれども、まず、課を廃止した後の体制については  
庁内でも議論をいたしまして、係の設置がよいのかということも含めて、あと新設なのか、  
兼務なのか、あと学校再編と合わせた部署ということで室にしたほうがよいのではないかと  
か、例えば課として残すことの必然性はというようなことも庁内では出されています。それ  
と、先ほど今、伊藤議員からありましたように、市の姿勢ということで大丈夫かというよう  
なこと、それと別途、何も変えずにそのまま走るのかというような意見も政策会議の中であ

ったところでございます。

最終的には12月定例会での否決を重く受けとめまして、市長選挙前には動けないというような判断もありまして廃止ということになったわけですが、その中で継続性を確保するためにはどうしたらいいのかということが1点ございまして、今後、進捗によっては再度組織を再編するとか、予算も今回計上、庁舎の関係については3月補正で落とすというものと、あと新年度におきましても新たな予算対応はしていないわけですが、予算については、今後必要に応じて補正でお願いしていくというようなことがふさわしいというような判断をしたところでございます。

なお、体制が後退したかどうかということでございますけれども、庁舎が必要ということは、もうそれは議員さんのほうからも、ほとんど議員さん、全ての議員さんが、庁舎の必要性ということは同意いただいていると思いますので、今後全庁的な体制をつくるということが必要になってくるだろうというふうな判断をしております。

その中で、総務課というところに1つの係を置くということで、係とはいましても総務課の仕事自体がまず、ある意味、庶務係では庁舎管理をしております。人事係におきましては、組織、機構に関するプロジェクトをしております、それらとの連携活用も総務課に置くとしやすいだろうと。あと広報とか市政懇話会については秘書広報のほうで担当しておりますし、総務課には検査室もあります。その中でいくと、建築ということになれば、それなりに専門に質とか何かということで技術職は必要でしょうけれども、今の段階では検査室から技術的なアドバイスも得られると。それと、当然課がなくなったといましても職員が残っておりますので、それらの職員との継続性を確保した中でいろいろ応援をいただくということで、全庁的な体制でやっていけるんじゃないかという判断でございます。

また、新庁舎建設の庁内検討委員会についても、これは存続して継続してやっていくということが確認されておりますので、室が係になりまして人員的には、専門の人員としては少なくなりますけれども、総務課というところで全ての機能をここに集中してやっていくことによって、それなりの体制は組めるというふうな判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 質問の答えになっていないんですが、私が聞いたのは、施設整備室を設置したのは、必要だから作った、やってきた。その必要の用件が満たされていないのに、人員削減して施設整備室をなくすという理由の説明にはなっていないんです。3人の市職員

がやるのと、1人の係員がやるのと、全く一緒だというのは説明になっていないでしょう。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 1点、まず、施設整備室をつくったときということでございますけれども、そのときのつくったときが、平成23年2月8日に一部改正する条例を提案させていただきましたまして、そのときにできたわけです。したがいまして、平成24年度からということになります。23年度からですね。23年度からです。24年ですか。24年度からになります。

それで、施設整備室の設置の理由ですけれども、施設整備室については、耐震化計画の最終年度である27年度までに、認定こども園建設、給食センター建設、図書館及び庁内の建設に向け万全の職員体制で臨むために、23年4月ですね、23年4月に設置したというのが設置時の理由となっております。それにつきましては、市議会の中でもいろいろご議論いただきまして、議員の皆様からも庁舎に特化すべきというようなご意見がありました。また、認定こども園とか給食センターは教育委員会部局の話です。それで、教育委員会部局と市長部局の施設を同じ部署でやるのはどうなのかというようなことでご議論いただいた経過がございます。

そういった理由で提案しているというのがありまして、今回1つの大きなそこには書いています理由といたしまして、まずは給食センターとこども園のものが終わって、今回整理するためのものと。それと、庁舎の位置につきましては、12月定例市議会におきまして否決という厳しい判断をいただいたこともございまして、また今定例会で、先ほども申しましたが、補正予算も減額すると。また、平成28年度予算においても庁舎建設関連予算は計上していないというようなことからいっても、今回の提案になったということでもあります。

それで、伊藤議員のおっしゃるように、庁舎の必要性というものは何ら変わったわけでもございませぬし、新庁舎の室は廃止しても、今後どうしてもそれは継続的にやっていく必要があるということで、今回、係という形になって人員的にも少なくなることは確かでございますが、いろいろなプロジェクトとか現存の庁内の検討委員会、それらと連携して、今の施設整備室から配属される職員の応援も得る中で、総務課で何とかこの時期を乗り切っていこうと。ただ、状況が変われば、今後また組織機構を見直すとか、新たに課を設置するとか、当然、予算についても補正予算でお願いするとかということに対応できるというふうに判断したものでございまして、庁舎の必要性を、この室をなくすことによってなくなったとか、そういったような意思をあらわしているのではありません。

それと、市の職員についても現在かなり繁忙なところで、時間外とかも含めましても差が

出てきておりますので、なるべく職員をうまくモチベーションを下げないように使うためには、このようなことがいいというようなことの判断ということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 説明がよく理解できない。施設整備室はなくすけれども職員は残っていて連携をしていくと言うけれども、人事移譲で他の課に行くわけですよね。その課が非常に暇で困る、暇なので、いつでも庁舎の建設の手伝いができますよと、そういう業務ができますよと。そういうことって私の知っている限り、市役所の係における業務の中に、業務にない業務になるわけだね、建設は。例えば税務課に職員が行ったよと。税務課職員が、じゃ、私、施設整備室にいたから、新庁舎の建設問題は総務課の係と協力してやりますよと。そういうのは市役所の職員の業務の遂行としてちょっとあり得ない。私はそう思うんですが。その辺は、要は市の職員というのは、業務は決められているわけだ。各係が。それを超えちゃうよと。無視しちゃうよと。こういう説明をなされているんですか。

市庁舎が本当に必要で進めていかなきゃならないと。やるんだよと。否決された後でも市長さんは、いや、敷根民有地で進めると、これに政治生命をかけると、選挙で信を問うと、そこまでおっしゃった。しかし、見直すと。いや、それは全力でやっぱり見直しをする、検討を進めていくと、こういう姿勢が必要なんだと思うんだけど、いや、縮小だよと。一係でいいんだよと。それはもうまるっきり戦力ダウンであり、市庁舎についての必要性を薄めたとしか考えられない。本当に必要なところには、人とお金をつぎ込むというのが常識ですよ。人も引き上げるよ、お金は必要があったら補正で対応しますよ、そういう取り組みで本当に市庁舎建設に全力で取り組むと言えるのかどうか。全く言えないんじゃないんですか。いかがでしょう。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 市の職員の関係でいませば、市の中には臨機で応援体制をとるといような要項もございますので、応援していくということはできるということです。実際、事務分掌の中に、今の施設整備室も、こども園の建設とかそういうことは応援していますので、それは事務分掌の中に、その他整備事業という形で入れてありまして、それはできるということで確認したいと思います。

それと、現在まだ位置が決まっていないわけです。位置が決まれば、いろいろ工事とか予算とか等あると思いますけれども、現状、伊藤議員がおっしゃるように、本当にそこが必要

だということであれば、人とお金はやはり必要になります。ただ、今回は施設整備、ごめんなさい、庁舎建設に関する予算が、具体的には工事にしろ、委託にしろ、ない状況で4月現在で今、提案しておりますので、その整合性を見ても、お金がないのに人だけ張りつけるのか、そこが何をやっていくのかというところでいけば、今回の提案がそんなにおかしなものではないというふうに理解していますので、ちょっとその辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 9番。3回目。

○9番（伊藤英雄君） 残念ながら最後の質問ということなので、今言ったお話は、お金がないから人を張りつけるというのはおかしいんだよ。仕事が必要だから人とお金を張りつけるんだ。市庁舎は、場所がまだ決定していない。場所を決定しなきゃならない。場所を決定するには、当然その場所の権利関係、あるいは地質調査、周辺の調査も要る。それから、これまでの経緯を考えれば、市役所庁内だけで決定するわけにはいかない。やはり有識者なり市民の声を、そういったものを多く聞いていかなきゃならない。こういった仕事があるわけだ。実際3人でやっていて、できなかった。総務課の係1人にすればできるという理屈がわからない。

それから、応援体制は、それは決まっていますよ。応援体制が決まっているから人数少なくていいなんていう課があるんですか。今、例えば観光交流課が目の前にいましたので、観光交流課に今、誰がいるかちょっと覚えていないんですけども、じゃ、応援体制があるから観光交流課の人員減らしていいんだよと。僕が多分、観光交流課長なら納得しないと思いますよ。応援をもらえるといったって、やっぱりしっかり専属の人間必要だと。それはどこの課でもそうだと思いますよ。議会事務局だって、応援課がいるから、議会のあるときだけ他の課から来るから、いや、今4人だけれども3人でいいですよなんて、こういう話にはならないんですよ。場所を決定するには、やっぱり大変な作業は、今までの経緯があるから余計に慎重に、そして丁寧に進めていかなきゃならない。必要性は大きい。やる仕事はいっぱいあると思いますよ、探していく。そこで縮小、わからないです。もう少しわかるように説明をお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 伊藤議員のご質問でございますけれども、施設整備室を設置した経過につきましては、先ほど総務課長が答弁したとおりでございます。今回、庁舎建設問題に限定して申し上げますと、この庁舎の建設の問題というのが、さまざまな情勢の変化により

まして現在一時停滞、足踏みの状態になっている現実がございます。この現実を直視して組織を縮小しつつ、この庁舎建設に関する事務の継続性を図っていくということで今回の提案をさせていただくと、そういうことでございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） 私は、今回の整備室を4月1日からやめるという点については、まことに結構だと思います。なお、やめる理由としては、総務課長が今、整然と説明をいたしました。まずは、12月議会において位置変更の条例が反対されたと、否決されたと、こういうのが第1点。それに伴って、いわゆる本年度の、この実施設計をしようという本年度の予算と、それから債務負担行為の1億700万円を削ると。28年度当初予算については一連の予算を上げないと。こういうことを考えるならば、これは、施設整備室をとりあえず4月1日からやめることは、ごもつともな理屈だと思います。

ただ、納得できないのは提案理由です。提案理由を、なぜ認定こども園だとか下田の給食場の完成に伴い、なんていう文書事項を説明しました。この施設整備室の主たる目的は庁舎建設なんです。そのほか、その他ということで一番端っこに1行あるだけなんです。そうだとすると、正々堂々と、下田市の位置変更の条例が否決されたために、このあれをするんだというのが本来の提案理由じゃないですか。そう修正すべきだと思いますよ。そんなごまかすような提案じゃなくて、やはり12月の議会で下田市の位置変更の条例が否決されたと、そういう理由をもってこの組織機構の見直しをするんだというのがまともな理由だと思いますが、いかがですか。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 設置時の下田市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてというところの提案理由が、認定こども園、給食センター、図書館及び庁舎の建設に向け組織機構の見直しを図るためという提案理由になっております。その辺の提案理由と整合性を図るために、今回このような提案理由にさせていただきましたけれども、当然今、大川議員のご指摘があったような指摘は、政策会議で議論する中で提案理由をどうするのかということは、ちょっと大きな議題となっております。そのときに、設置時がどうだったのかということをお調べしたところ、提案理由が今申し上げたとおりになっておりましたので、ちょっとストレートでなくてひきょうだと言われれば、それもそうかもしれませんが、今回はそのときの経過を踏まえて提案理由をこのようにさせていただいたということでご理解いただきたい

いと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） 提案理由等については、委員会の識見を十分尊重しながら十分審議していただくことを要望して終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番。

○13番（沢登英信君） この施設整備係が、第4次の総合計画の中で認定こども園、そして給食センター、図書館兼庁舎の合築というこの3つの大きな課題を実現するために23年度に組織されたと、設置されたと、こういう経緯で、認定こども園と学校給食センターが一応完成を見たので、この課の設置を廃止をするんだと、この理由はわかりましたけれども、それならばこの図書館はどうするのかと、庁舎はどうするのかということが、あわせて市長の口から提案がなければ、説明がなければ、僕は不十分だと思うんです。

私が推測しますのに、新聞報道によりますと、庁舎は再検討するんだと、こういうことですので、少なくとも1年間の再検討は必要だろうと。実際、建設工事、設計して始まるということになりますと、恐らく5年先ということになるんじゃないかと、4年から5年先ということに庁舎の建設はなるんではないかと、こういうぐあいに時期的には、スケジュール的には推測をするわけです。図書館や庁舎をやはり4年から5年先送りする考えでいるのかという点についてお尋ねをしたいと思いますし、そういう意味では、市長が申してまいりました安全性、利便性ですか、そして経済性というこの3つの概念によります、理念によります選定というのは間違いであったと。その3つの理念では選ぶところがないと、こういう結論になったんじゃないかと思うんですけれども、どのようにその点をお考えになっているのか。

図書館の建設、あるいは途中では保健センターですか、保健センターも総合庁舎のほうに持っていくんだというような提案もあったかと思しますので、ここら辺の問題を具体的に市長はどのように整理をされているのか、当局として整理されているのかということは、やはり表明いただきませんと、この議案を審議することはできないと、こういうことにならざるを得ないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森 温繁君） 質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前11時 8分休憩

---

午前11時18分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） この課の設置条例の改正につきまして、まず、新庁舎の必要性というのは皆さんにご理解いただいているところというふうに理解をしているところでありますし、今、当局に求められていることは、安全・安心で市民の皆さんに使いやすく、そして、これからのまちづくりの拠点に、あるいは防災の拠点にしっかりなるような、そのような新庁舎を早くつくっていくというのが求められていることだというふうに思っております。

これをきちっと進めていくために、今まで10カ所以上の候補地等を検討して、そして敷根民有地というのを提案したところであります。しかし、12月に議員の皆さんから3分の2以上の賛成を得られなかったということは事実でありますし、このことはしっかりと議会の判断ということで受けとめなきゃならないというふうに思います。また、市民の皆様の中にも、まだまだ賛否両論、あるいは新たな提案等もあるということはしっかり受けとめているところであります。そういう中で、12月の議会におきましても議員の皆様から、少し時間をおいてしっかり考えるべきだ、あるいは市民の皆さんの意見をもう少しきちっと聞くべきだ、あるいは新たな提案というものがあるのであれば、またそれを考慮して検討する時間も持つべきだ、そして手戻りのないような形で進めるべきだ等々ご意見をいただいたところであります。

また、6月に市長選改選期という中で、6月において庁舎の問題というのは、それは重要な問題とはいうふうに思いますが、そこで白黒つけるということではありませんし、また白黒つけられる話でもないというふうにも思っております。そういう意味では、6月という時期もありますので、今後の庁舎の進め方としましては、早くスムーズに進めるためには、まず6月まで一呼吸置くというか休止状態に置く中で、6月以降にしっかりと議員の皆様や、あるいは市民の皆様のそういう新たな提案等が示されるという状況もあれば、それをしっかりと受けとめて、もう一度原点に戻って再検討する、そういう時間をある面つくるのが、逆に早く進む状況であろうというふうに判断をしているところであります。

そのために、担当ということになります。今回、課のほうは廃止ということをご提案させていただきましたけれども、係という形で置いてしっかりとつないでいながらということでもあります。ただし、先ほども総務課長のほうからありましたが、職員の本当に足りない

いうかぎりぎりの中で、新年度以降、数カ月であったとしても、大きな仕事を持たずに進めていくというのは他の課に対しても大きな影響を与えますので、係という形でしっかりとつないでいき、その中で新庁舎の件もどのような案件が出るかというのはちょっとあれですが、県の総合庁舎の関係もありますし、またそういう図書館等もあろうかと思いますが、そういう中で6月以降きちっと進めるためには、それ以降に新たな組織改革が、機構の編成が必要ならそれに対応し、予算が必要ならそれに対応するという中で進めさせていただきたいということで、ここはひとつ課を廃止し、係として対応していきたいというふうに思っているところであります。そして、図書館の件につきましても、きちっと進めていかなきゃいけないところでありますので、これはまた担当課も含めて進めていくという状況であります。

ですから、第一義とします新庁舎、あるいは図書館、そういうものは、皆さんのご理解の上にスムーズに進めていきたいという中での選択であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番、よろしいですか。

沢登君。

○13番（沢登英信君） ご説明をいただきましたけれども、よく理解ができないんですけれども、庁舎や図書館の件はどうするんでしょうか。全く別のものとして進めていくのか、当初は合築するんだと、その経過が別々につくるんだと、こういうような見解を出されてきたかと思うんですけれども、やはりそれらのものが全てご破算というか、はなからやり直すということになったという説明を市長はされたんでしょうか。どういう説明をされたのかちょっとわかりませんので、もしそうだとすれば、平成23年から24年にかけて敷根公園のエントランス部分で基本構想、あるいは基本計画なるものをつくり、そして、さらに敷根民有地でそれをつくろうとしたと、その予算の実施はかなわなかったわけですが、この間1億2,000万からの、結局この4年間で無駄金を使ったと、当然こういうことになるのかと、そういう反省をしているのかと、こういうことを問いたくなってくるわけですが、市長の答弁は、今の答弁はどういう答弁だったのかと。全てご破算に戻して検討し直しますよと、図書館も保健センターも庁舎も、こういうご答弁だったんでしょうか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） まず、庁舎建設は進めていかなきゃならないということで認識しております。その中で、位置の変更の条例が議会において否決されたということは、やはり重要

な判断でございますので、きちっと受けとめましてこれから進めていかなきゃならないというふうに思っております。

そして、建設位置に関しましては、敷根民有地として提案をさせていただいたものはきちっと積み上げてきたものであり、候補地としては優位な位置案であるというふうには理解しておりますが、しかし、そのものが議会のほうで位置条例変更としては認めていただけなかったということでもありますので、それは予定地として進めるというわけにはいきませんので、優位な位置案として置いて、議員の皆様や、また市民の皆様等から新たな提案等が示されるという可能性は大きいかというふうにも思いますので、そういうものをしっかりと受けとめるということの中で、もう一度位置に対しまして検討をしていきたいというふうに思っております。

そして、庁舎の建設と同時に図書館という建設は、当初合築という状況はありましたけれども、今は分離でやるというような中で、総合庁舎の移転等に連動してしっかりと整備していきたいというところで現在おりますので、これをまた総合庁舎の関係等々も検討しながら、よりよい図書館を整備していくという方向になろうかというふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番、沢登君。3回目です。

○13番（沢登英信君） ちょっと違うんじゃないかという気もするんです。本当にこの課を、施設整備係を廃止してよろしいのかという疑問は大きく残るということと、総合庁舎の移転に伴ってそこに図書館を持っていくという見解というのは今なお残っているんだと、こういう答弁であったかと思うんですが、総合庁舎の全体を持っていくという形では現在ないですね。危機管理室のみを持っていくと、しかも高齢者福祉プラザの跡地だと、これ私はとんでもないことだと思うんですが、20人程度だということになろうかと思っておりますので、そうしますとこの前提も崩れているんじゃないかと。県の総合庁舎全体が高齢者プラザのところに移転するというのであれば、検討の課題になってこようかと思っておりますが、危機管理局のみの移転だと、こういうぐあいに県のほうは表明しているようでございますので、そうしますとこの前提も崩れているんじゃないかと、こう思うんですけれども、市長はどのようにお考えで今のようなご答弁になっているのか明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 総合庁舎の移転につきましては、現段階で私のほうで聞いているというか認識していることは、まずは全面移転が大前提であるということ、しかし、全面移転に

関係して移転の土地というものが調査等続いて、決定するのに少し時間がかかるという状況があるので、危機管理部門だけを先行移転をし、早くこの地域の安心・安全の環境はつくってきたいんだということで、今回危機管理部門が先行移転をするというふうに聞いておりますし、そう認識しております。

ですので、危機管理部門が移転した後の空き施設、あるいは全面移転をしたときの空き施設、それらをどのように使っていけるかということは今、担当部局で県と検討しておりますので、その中で使いやすい図書館が早く設置できればというふうに考えているところであります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

---

#### ◎議第18号～議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） それでは、議第18号から議第20号までを一括してご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開き願います。

議第18号は、下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、平成27年度の人事院勧告に基づき、職員の給料表の額及び期末手当の支給率を見直すとともに、行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

人事院は、本年8月6日に国会及び内閣に対し、平成27年度人事院勧告を、また静岡県人事委員会は、10月15日に県議会及び知事に対し、平成27年職員の給与等に関する報告及び勧

告を行いました。

人事院勧告は、公務労働者における労働基本権制約の代償措置の根本をなすものとしたしまして、公務員給与が民間給与水準から乖離しないよう労使関係の安定、効率的な行政運営を維持する上でも必要なものであるという理由により、昭和23年から制度化されているものでございます。

平成27年度人事院勧告の骨子でございますが、本年は公務員と民間給与の比較におきまして、公務員の月例給、ボーナスのいずれも民間給与を下回っており、月例給につきましては初任給を2,500円引き上げ、若年層においても同程度の改定をするなど平均0.4%の引き上げ、またボーナスにおきましても勤勉手当を0.1カ月引き上げるとともに、再任用職員等の勤勉手当0.05月の引き上げ等が主な内容でございます。また、給与制度の総合的見直しといたしまして、平成28年4月1日から単身赴任手当の基礎額の引き上げ等も含まれております。

本市といたしましては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢のもと、これまでも長い間培われてきました労使慣行を尊重、堅持し、また情勢適応の原則にも配慮した形で職員給与の一部改正を行わせていただくものでございます。

給与改定の概要でございますが、条例改正関係等説明資料の3ページをご覧ください。

上段に記載してあります給与表関係でございます。

人事院勧告に基づき、平均0.37%引き上げるものです。初任給につきましては2,500円引き上げ、若年層においても同程度の改定となっております。また、年齢が上がるに従い改定率は低くなり、若年層と高齢層の格差を抑えるものとなっております。1級の改定率は0.97%、2級は0.49%、3級は0.32%、4級は0.3%、5級は0.29%、6級は0.17%の改定率となるものでございます。

次に、期末勤勉手当でございますが、中段をご覧ください。

期末勤勉手当につきましては、本年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.1カ月分引き上げ0.85月に改めるもので、これに伴いまして、期末勤勉手当の年間支給割合は4.2月となるものでございます。さらに、平成28年度以降の期末勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を定めるため、一部改正条例の第2条におきまして0.8月に改めるものでございます。また、期末勤勉手当の支給割合の経過と今回の改正案につきましては、下段の表をご覧くださいと存じます。

4ページをお開きください。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布さ

れ、改正後の地方公務員法が平成28年4月1日から施行されます。この改正に伴い、地方公共団体の職員の給与に関する条例には、新たに等級別基準職務表を規定する必要が生じました。下田市は現在、規則において級別標準職務表を定めておりますが、今回の改正におきまして、条例で定めることが必要となったものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げますので、5ページ、6ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。これ以後のページも同様でございます。

今回の条例改正の組み立てにつきましては、勤勉手当の配分調整及び法改正等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。勤勉手当に関する改正でございますが、第19条第2項中「100分の75」を「100分の85」に改めるものでございます。これによりまして、年間の期末勤勉手当の支給率は、100分の410が100分の420となるものでございます。

次に、別表給料表の改正でございますが、条例改正関係等説明資料の5ページから12ページにかけて別表給料表の改正前、改正後を記載しておりますが、アンダーラインの部分につきまして別表を改めるものでございます。給料表につきましては、1級は2,500円から1,100円の幅で、2級は2,500円から1,000円の幅で、3級は1,400円から1,000円の幅で、4級は1,200円から1,100円の幅で、5級、6級はおおむね1,100円の幅でそれぞれ引き上げるというものでございます。

なお、改正前の6級101号43万5,000円と102号44万1,500円の差が6,500円となっておりますので、今回の改正で差が600円となるように改めさせていただきました。その結果、6級102号から109号までは、それぞれ4,800円の減額となるものでございます。

続きまして、一部改正条例の第2条関係でございますが、条例改正関係等説明資料11ページ、12ページをお開きください。

第4条第1項につきましては、別表第2として等級別基準職務表を加えるため、「別表」を「別表第1」とするもの、第2項は、字句修正及びこれまで規則で定めておりました分類の基準となるべく職務の内容を別表2として条例で定めるもので、地方公務員法の改正に伴うものでございます。

第18条の3第2項は、行政不服審査法の全部改正に伴い、条項のずれを改正するものでございます。

13ページ、14ページをお開きください。

第19条第2項は、平成27年度以降の勤勉手当の支給率に係る改正でございます。今回の勤勉手当の支給割合の引き上げは、本年度につきましては12月期分にまとめて改定したところです。平成28年度以降の勤勉手当につきましては、第19条第2項におきまして、先ほど第1条で改正した「100分の85」を「100分の80」に改め、6月期及び12月期における支給月数をそれぞれ100分の80とする旨の改正を行うものでございます。

別表第2は、先ほどご説明申し上げましたが、地方公務員法の改正に伴い、規則規定していた基準職務表を現状に合致するよう一部見直し、等級別基準職務表として条例で定めるものでございます。

それでは、議案件名簿の23ページをお開きください。

附則でございますが、附則第1項は、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例別表の規定は、平成27年4月1日から適用するという遡及適用を規定したものの、同第2号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の給与に関する条例第19条第2項の規定は、平成27年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の24ページをお開きください。

議第19号は、下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の17ページをお開き願います。

改正の内容は、全ての職務の級において給与月額を1,100円引き上げるとともに、平成27年度12月支給分勤勉手当の支給月数を0.05カ月引き上げ0.4カ月に改めるもので、これに伴いまして、期末勤勉手当の年間支給割合は2.2月となるものでございます。さらに、平成28年度以降の期末勤勉手当につきましては、6月期及び12月期における勤勉手当の支給月数を

定めるため、一部改正条例の第2条におきまして0.375月に改めるものでございます。

なお、期末勤勉手当の支給割合の経過につきましては、17ページ下段の表をご覧いただきたいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の18ページ、19ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。本条例改正の組み立て方につきましても、勤勉手当の配分調整等がございまして、条例の施行日が異なる関係上、2条立てとさせていただいております。第5条第1項は、再任用された職員の給与表の規定で、それぞれ1,100円の増額をするもの、同第3項は、再任用職員に対する勤勉手当の月数を規定しており、「100分の40」に改めるものでございます。

第2条では、平成28年度以降の勤勉手当につきましては、先ほど第1条で改正した「100分の40」を「100分の37.5」に改め、6月期及び12月期における再任用職員の支給月数をそれぞれ「100分の37.5」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の25ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日を定めておりまして、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するというものでございます。

附則第2項第1号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の再任用に関する条例第5条第1項の規定は、平成27年4月1日から適用するという遡及適用を規定したものの、同第2号は、第1条の規定による改正後の下田市職員の再任用に関する条例第5条第3項の規定は、平成27年12月1日から適用するという遡及適用を規定したものでございます。

附則第3項は、改正前の規定で支給された給与は内払いとみなす旨の規定をしたものでございます。

続きまして、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の26ページをお開きください。

下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので、提案理由でございますが、人事院勧告に基づき所要の改正を行うものでございます。

条例改正関係等説明資料の20ページをお開き願います。

改正の内容は、現行の給与表を改正案のとおり全ての職務の級において1,000円引き上げるとともに、来年度6月及び12月支給分期末手当の支給月数を0.025カ月引き上げ、それぞれ1.575月分に改めるもので、これに伴いまして期末手当の年間支給割合は3.15月となるものでございます。

なお、期末手当の支給割合の経過につきましては、下段の表をご覧くださいと存じます。

それでは、条例改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料の21ページ、22ページでご説明申し上げます。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。第6条第1項は、任期つき職員の給与月額を1級から5級までそれぞれ1,000円引き上げるものでございます。第7条第2項は、6月期及び12月期支給月数として、それぞれ「100分の155」を「100分の157.5」とする旨の改正を行うものでございます。

それでは、議案件名簿の27ページをお開きください。

附則でございますが、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第18号議案から議第20号議案までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第18号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

8番、鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） いつも職員給与の問題について感じる事なんですが、これは人事院勧告に基づいてなされることですので、地方自治体が独自にやることではないというふうなことは理解しておりますが、人事院勧告の基礎となるのは、民間給与水準と公務員の給与をできるだけ差がないようにしていくというふうなことですが、この民間給与水準、民間の企業を抽出してその平均給与を出して、それで民間給与水準とするというふうなことな

んですが、これどういうふうな企業が、基準となるものはどういうふうなものなのかというふうなことを常々思っておるんですが、一方において、下田市の民間企業の平均給与水準というのはどのくらいであると下田市は把握しておられるのでしょうか。そこら辺のところについてご説明をお願いしたいと思います。

もう一点、ラスパイレス指数、現在どのような水準なのか、この給与改定によってどのように変わっていくと推測されるのか、その点についてもお聞かせください。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 人事院勧告の民間の給与水準の調査につきましては、おおむね事業所規模が50人以上の比較的大きな事業所を対象としているというような調査となっております。

あと、下田市の給与水準ということですが、これは下田市職員というよりも多分、下田市の民間ということだと思いますけれども、総務課のほうで民間の要するにそういった調査というのは行っておりません。一応、地域間の格差的なものは、今は地域手当というのがあるところとないところがありますので、その辺で格差は解消されているというような判断をしてもらってよいのではないかと思います。下田市においては、地域手当はついていないという状況です。

ラスパイレス指数でございますが、今年度のラスパイレス指数が99.3%、26年のラスパイが99.1%ということで、若干昨年よりも上がってきたというような状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 8番、鈴木 敬君。

○8番（鈴木 敬君） 下田市の民間企業の平均給与、どのくらいなのかということの調査はしていないというふうなことでございますが、これ何年か前にもやはり同じような問題で私、質問したことがあります。そのときにも調査はしていないというふうなことでございますが、これ調査をする必要があるんじゃないですか。

人事院勧告に基づいて全国一律にそういうふうな形で職員給与を上げていくということは、当然やるべきことなのかもしれませんが、ますます下田の地域実態の経済と乖離していくというふうな、市民にとっては市役所の給与はすごくいいなというふうな、そういうふうな思いもますます出てくるということ、下田市の経済はかなり疲弊しているというふうなことは私に思っておりますので、そこら辺のところについての配慮ができるのか、どうなのかはわかりませんが、そういうふうなことも考えてやっていただきたいなというふうな私として

は思っているわけなんですよ。

ですから、できるだけ下田市の人たちが働いてどのくらいのお金をもらっているのかというふうな実態について、市のほうもしっかり把握する必要があると思いますが、そこら辺どうお思いでしょうか。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 統計的に把握するという事は、必要性に応じての問題になると思います。ただ、給与に決めるために、そこで調査をしたことが給与に反映できるかという、かなり難しい部分があると思ひまして、例えば個人で営んでおられます事業所等もさまざまだとは思ひますが、どこの水準をとって市役所の職員との給与を比較すればいいのかということが問題になります。単純に事業所の労働者の給与実態というものがどうなのかということについての調査というのは、できなくはないと思ひますけれども、それをもって市役所の職員給与との比較に使うというのは、人事院勧告の考え方とは非常にずれが生じてくるというふうに考へております。

これ前もそのようなお答えしたと思ひますけれども、別途そういった調査が必要ということであれば、職員の給与を決めるためということではなくて、何らかの目的を持った統計上の調査ということになるのではないかと考へております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 8番。

○8番（鈴木 敬君） 常々感じていることなんです、下田市はそういうデータを蓄積しておく、とっておくというふうなことが余りやられておらない、独自に下田市の経済の実態、生活の実態をいろんな角度からデータとして収集するというふうなことは余りやられていない。例えば空き家対策等々のことにもありますが、じゃ、下田市は一体現在どのくらいの空き家があつて、それで活用できるような空き家はどのくらいだとかいうふうなデータもないという、そういうふうな意味で、下田市の生活実態、経済の実態がわかるようなそういうデータは、下田市としてはもっと積極的に下田市のデータをとる必要があるんじゃないかというふうに、これは要望として終わります。

○議長（森 温繁君） 答弁を求めますか。答弁いいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第19号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第20号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

ここで1時まで休憩いたします。

午前 11時 52分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

#### ◎議第21号～議第27号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで一

括してご説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整が中心でございますが、緊急性のあるもの、給与改定に係る予算及び国の補正予算に対応した予算の計上をいたしましたところ、補正予算の規模は8,761万8,000円の追加となり、補正後の予算額は101億2,121万7,000円となるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成27年度下田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,761万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億2,121万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから4ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は9件で、1件目は、2款総務費、9項情報政策費の電算処理総務事業で、金額は5,483万円でございます。

2件目は、3款民生費、3項児童福祉費の子ども・子育て支援事業で、金額は213万9,000円でございます。

3件目は、6款商工費、2項観光費の広域観光推進事業で、金額は1,000万円でございます。

4件目は、7款土木費、2項道路橋梁費の道路維持事業で、金額は1,300万円でございます。

5件目は、7款土木費、2項道路橋梁費の橋梁維持事業で、金額は1,056万円でございます。

6件目は、7款土木費、5項都市計画費の都市公園維持管理事業で、金額は684万円でご

ざいます。

7件目は、7款土木費、7項住宅費の耐震改修支援事業で、金額は600万円でございます。

8件目は、9款教育費、2項小学校費の小学校管理事業で、金額は2,310万円でございます。

9件目は、9款教育費、3項中学校費の中学校管理事業で、金額は1,250万円でございます。

以上9件につきまして、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

1ページに戻っていただき、第3条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の6ページ、7ページをお開きください。6ページが変更前、7ページが変更後でございます。

債務負担行為の変更は4件で、1件目は、IP無線リースで、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額975万5,000円を977万5,000円に、平成27年度予算計上額130万3,000円を超える金額845万2,000円を847万2,000円に変更するものでございます。

2件目は、可燃ごみ収集業務委託で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額1億1,377万5,000円を8,652万8,000円に、平成27年度予算計上額79万5,000円を超える金額1億1,298万円を、それぞれ12万8,000円、8,640万円に変更するものでございます。

3件目は、高齢者生きがいプラザ指定管理料で、期間は平成27年度より平成29年度までを平成27年度より平成28年度までとし、限度額のうち事業予定額1,129万7,000円を748万円に、27年度予算計上額373万6,000円を超える金額756万1,000円については平成28年度以降において支払うを、374万4,000円については平成28年度において支払うに変更するものでございます。

4件目は、新庁舎建設工事設計業務委託料で、債務負担行為を廃止するものでございます。

1ページに戻っていただき、第4条は地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債の変更は6件でございます。

1件目は、寝姿橋耐震補強事業で、限度額2,300万円を1,970万円に変更するもの、2件目は、敷根1号線道路改良事業で、限度額810万円を440万円に変更するもの、3件目は、敷根公園改修事業で、限度額1,660万円を1,500万円に変更するもの、4件目は、小学校屋内運動場改修事業で、限度額570万円を1,920万円に変更するもの、5件目は、中学校屋内運動場改

修事業で、限度額2,600万円を2,910万円に変更するものでございます。6件目は、新庁舎建設事業で、地方債を廃止するものでございます。

1件目から5件目の変更の要因は、事業費の確定によるもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算書の内容についてご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。企画財政課関係、10款1項1目1節普通交付税578万3,000円の増額は、交付決定によるもの、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金209万8,000円の増額は、補助金額の確定によるもの、14款2項1目6節国庫・地方創生加速化交付金1,000万円の追加は、地方創生加速化交付金、同7節国庫・地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金685万円の追加は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策に対する補助金の追加、同2目6節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金（民生費分）297万8,000円の減額及び同3目3節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金（衛生費分）30万2,000円の減額は、補助金額の確定によるもの、20款4項4目20節雑入39万円の増額は、市町村振興協会市町村交付金の交付決定によるもの、21款1項2目1節道路橋梁債700万円の減額は、寝姿橋耐震補強事業330万円の減額及び敷根1号線道路改良事業370万円の減額でございます。21款1項2目3節都市公園債160万円の減額は、敷根公園改修事業の減、同4目1節小学校債1,350万円の増額は、小学校屋内運動場改修事業の増、同4目2節中学校債310万円の増額は、中学校屋内運動場改修事業の増、同7目1節総務債1,070万円の減額は、新庁舎建設事業の中断により廃止するものでございます。

総務課関係、16款1項1目1節市有地貸付収入1万5,000円の増額は、稲梓財産区から県営分収交付金売り払い金を土地所有者持ち分により受け入れるもの、16款2項1目1節不動産売却収入57万6,000円の増額は、市有地売却によるものでございます。

選挙管理委員会関係、14款2項1目5節国庫・選挙人名簿システム改修費補助金82万5,000円の増額は、選挙人名簿システム改修費補助金の増、15款3項1目3節県費・選挙費委託金3,000円の増額は、静岡県議会議員選挙委託金の増、18款1項7目1節柿崎財産区会計繰入金195万4,000円の減額は、柿崎財産区議会議員選挙の無投票による減によるものでございます。

税務課関係、4ページ、5ページをお開きください。

1款1項1目2節市民税・個人・滞納繰越分1,000万円、1款2項1目2節固定資産税・

滞納繰越分2,800万円、1款7項1目2節都市計画税・滞納繰越分300万円及び20款1項1目1節延滞金1,300万円の増額は、収入見込みの増によるものでございます。

地域防災課関係、18款2項1目3節緊急地震・津波対策基金繰入金647万8,000円の増額及び同4節防災基金繰入金1万9,000円の増額は、事業精算等によるもの、20款4項4目20節雑入7,000円の減額は、消防団員等公務災害補償等共済基金助成金の減額でございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金135万7,000円の増額は、障害福祉サービス費の増、14款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金6万7,000円の増額は、地域生活支援事業費の増、同7節国庫・年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金1万2,000円の追加は、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事務費の増、15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金67万9,000円の増額は、障害福祉サービス費の増、14款2項2目1節県費・社会福祉費補助金3万3,000円の増額は、地域生活支援事業費等の増、17款1項3目1節社会福祉費寄附金120万円の増額は、ほのぼの福祉基金への寄附金を受け入れるものでございます。

市民保健課関係、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金522万8,000円の増額は、個人番号カード交付事業費及び事務費の補助金の増、15款2項2目2節県費・老人福祉費補助金16万7,000円の増額は、社会福祉法人等による利用者負担減免事業費補助金でございます。

産業振興課関係、12款1項1目1節林業費分担金5万6,000円の減額は、須原地区西の沢治山工事の確定によるもの。

6ページ、7ページをお開きください。

15款2項4目1節県費・農業費補助金54万円の減額は、機構集積支援事業の確定によるもの、同2節県費・林業費補助金104万8,000円の増額は、市営治山事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の増、15款2項4目3節県費・水産業費補助金10万2,000円の減額は、下田地区漁港機能保全整備事業の確定によるものでございます。

建設課関係、12款1項2目1節住宅費分担金50万円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業費の減、13款1項6目4節住宅使用料は、財源充当の組み替え、14款2項4目1節国庫・社会資本整備総合交付金1,354万8,000円の減額は、公園長寿命化事業、住環境整備事業及び防災・安全交付金事業の減、15款2項6目1節県費・住宅費補助金150万円の減額は、事業費の確定に基づくもので、木造住宅耐震補強助成事業及び建築物等耐震化促進事業の減、17款1項6目1節住宅費寄附金87万5,000円の増額は、急傾斜地崩壊対策事業の確定によるもの、18

款 2 項 1 目 8 節景観まちづくり基金繰入金92万6,000円の追加は、景観まちづくり基金から受け入れるものでございます。

学校教育課関係、14款 1 項 1 目 4 節国庫・児童福祉費負担金234万8,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金の増、14款 2 項 2 目 2 節国庫・児童福祉費補助金97万2,000円の追加は、子どものための教育・保育事業費補助金の増、同 5 目 1 節国庫・小学校費補助金692万3,000円の増額及び同 2 節国庫・中学校費補助金175万9,000円の増額は、学校施設環境改善交付金の増、15款 1 項 1 目 3 節県費・児童福祉費負担金117万4,000円の増額は、子どものための教育・保育給付費負担金の増によるものでございます。

8 ページ、9 ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1 款 1 項 1 目 0001議会事務の15万9,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

企画財政課関係、2 款 1 項 7 目 0240地域振興事業の21万7,000円の増額は、給与改定によるもの、2 款 1 項 9 目 0300財政管理事務の70万円の減額は、給与改定による増額及び新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務委託の減額、2 款 5 項 1 目 0650統計調査総務事務 2 万9,000円の増額は、給与改定によるもの、2 款 9 項 1 目 0910電算処理総務事業5,461万2,000円の増額は、給与改定による増額及び二要素認証導入業務委託及びインターネット分離環境構築業務委託の増額等でございます。同0920ネットワーク推進事業の 5 万9,000円の減額は、標的型攻撃メール対応訓練実施キットが無料提供による減、12款 1 項 1 目予備費1,231万3,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2 款 1 項 1 目 0100総務課関係人件費の52万1,000円の増額は、退職手当（特別）負担金及び給与改定によるもの、同12目0350工事検査事務 8 万1,000円の増額は、給与改定によるもの。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目 0550選挙管理委員会事務 2 万9,000円の増額、同 3 目 0575静岡県議会議員選挙事務3,000円の増額及び同 4 目 0576下田市議会議員選挙事務2,000円の増額は、給与改定によるもの、2 款 4 項 6 目 0579柿崎財産区議会議員選挙事務195万4,000円の減額は、柿崎財産区議会議員選挙の無投票による減でございます。

出納室関係、2 款 1 項 10 目 0320会計管理事務13万3,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

施設整備室関係、2 款 1 項 15 目 0225新庁舎等建設推進事業1,464万8,000円の減額は、給与

改定による増及び新庁舎建設事業に関連した経費の減でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務78万9,000円の増額は、給与改定によるもの。10ページ、11ページをお開きください。

2款2項2目0472市税徴収事務29万8,000円の減額は、納付書等圧着加工機購入不用額でございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業2万円の増額は、静岡県交通安全指導員設置費負担金、2款8項1目0860地域防災対策総務事務85万3,000円の減額は、補正内容等欄記載の事業精算による不用額、緊急地震・津波対策交付金返還金及び給与改定による増でございます。8款1項2目5810消防団活動推進事業1万3,000円の減額は、補正内容等欄記載の事業精算による不用額及び給与改定による増でございます。

監査委員事務局関係、2款6項1目0700監査委員事務10万2,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務49万円の増額は、給与改定によるもの、同4目1053地域生活支援等事業46万6,000円の増額は、日中一時支援事業委託及び地域活動支援センター事業負担金の確定による増、同7目1120障害福祉サービス事業271万4,000円の増額は、障害福祉サービス費の増、同8目1150ほのぼの福祉基金120万円の増額は、ほのぼの福祉基金に積み立てるもの、3款3項1目1451在宅児童援護事業1,000円の増額及び3款4項1目1750生活保護総務事務28万円の増額は、給与改定によるものでございます。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務30万6,000円の増額は、給与改定等によるもの、2款3項1目0505住民基本台帳ネットワーク事務400万7,000円の増額は、地方公共団体情報システム機構交付金、3款2項6目1420介護保険施設等対策事業22万2,000円の増額は、社会福祉法人等による利用者負担減免事業補助金、3款6項1目1850国民年金事務9万7,000円の増額は、給与改定によるもの、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金129万1,000円の減額は、国民健康保険事業特別会計繰出金等の減、3款8項1目1950介護保険会計繰出金382万4,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金等の減、3款9項1目1960後期高齢者医療事業3万1,000円の増額は、給与改定によるもの、同1965後期高齢者医療会計繰出金54万3,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計繰出金等によるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目2000保健衛生総務事務29万5,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務12万5,000円の増額は、給与改定によるもの、同3目2280ごみ収集事務41万8,000円の減額は、可燃ごみ収集業務委託の減及び給与改定による増、同4目2300焼却場管理事務30万2,000円の増額は、給与改定によるもの、同5目2380環境対策事務49万1,000円の減額は、水質検査委託の減、同6目2400南豆衛生プラント組合負担事務470万1,000円の減額は、南豆衛生プラント組合負担金の減、4款4項1目2410水道事業会計繰出金7万6,000円の減額は、上水道事業会計補助金の確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務47万1,000円の減額は、農地情報公開システム地図データ出力業務委託の減及び給与改定による増、同2目3050農業総務事務26万7,000円の増額及び同5目3200農用施設維持管理事業6万2,000円の増額は、給与改定によるもの、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業115万8,000円の増額は、買い上げ金及び鳥獣被害防止緊急捕獲等対策交付金の増、5款4項1目3700水産振興事業4万7,000円の増額は、下田市漁業近代化資金等保証補給事業補助金、同2目3750漁港管理事業6万3,000円の増額は、給与改定によるもの、同3目3805下田地区漁港機能保全整備事業10万7,000円の減額は、吉佐美漁港機能保全整備工事実施設計業務の減及び給与改定による増、6款1項1目4000商工総務事務6万1,000円の増額は、給与改定によるものでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務27万7,000円の増額は、給与改定によるもの、同2目4252広域観光推進事業1,000万円の増額は、美しい伊豆創造センター負担金でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務28万円の増額は、給与改定によるもの、7款2項1目4550道路維持事業1,059万円の増額は、敷根1号線道路改良工事等の減及び大山隧道改修工事、道路構造物定期点検業務負担金の増、同4目4700橋梁維持事業1,150万円の減額は、橋梁長寿命化実施設計業務委託及び寝姿橋耐震補強工事の確定による減。

14ページ、15ページをお開きください。

7款4項1目5101県営港湾事業負担金事務15万円の減額は、港湾整備改修事業負担金の減、7款5項1目5150都市計画総務事務21万9,000円の増額は、給与改定によるもの、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業82万4,000円の減額は、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託の減、同2目5620耐震改修支援事業332万3,000円の減額は、木造住宅耐震補強助成事業費補助金等の減、同3目5630急傾斜地対策事業62万5,000円の減額は、急傾斜地崩壊対策事業負担金の確定によるものでございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業2,000円の増額は、給与改定によるもの、同4目1600民間保育所事業483万円の増額は、保育所運営費、同5目1670認定こども園管理運営事業41万4,000円の増額及び同8目1745地域子育て支援センター運営事業4万3,000円の増額は、給与改定によるもの、同9目1749子ども・子育て支援事業213万9,000円の増額は、子ども・子育て支援システム改修業務委託、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務56万4,000円の増額は、臨時雇い賃金及び給与改定によるもの、9款2項1目6050小学校管理事業2,091万7,000円の増額は、小学校屋内運動場改修工事及び給与改定による増、9款3項1目6150中学校管理事業506万9,000円の増額は、中学校屋内運動場改修工事及び給与改定による増、9款7項1目6800学校給食管理運営事業15万円の増額は、給与改定によるもの、同2目6801給食センター建設事業246万7,000円の減額は、測量設計業務委託の減及び給与改定による増でございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務22万6,000円の増額は、給与改定によるもの、同6目6600図書館管理運営事業3万円の増額は、図書館用地の減及び給与改定による増でございます。

なお、34ページ、35ページに、給与改定に伴う各会計ごとの集計表がございます。一般会計におきましては、給与改定関係で726万5,000円の増額、全ての会計の合計額では869万8,000円の増額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の113ページをお開きください。

平成27年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の114ページから115ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要16ページ、17ページをお開きください。

歳入でございますが、1款2項1目1節立木売払い分収金23万4,000円の増額でございます。

歳出でございますが、5款1項1目8040事業、稲梓財産区分収金交付事務3万円の増額は、土地貸付料交付金でございます。6款1項1目予備費20万4,000円の増額は、歳入歳出の調整に伴う増額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の127ページをお開きください。

平成27年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億259万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,035万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の128ページから129ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の130ページをお開きください。

債務負担行為の変更は1件で、上段が変更前、下段が変更後となっております。

保健指導事業等業務委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額400万円を383万4,000円に、平成27年度予算計上額160万円を超える金額240万円を、それぞれ156万6,000円、226万8,000円に変更するものでございます。

補正予算の概要18ページ、19ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目4節一般被保険者国民健康保険税医療給付費分滞納繰越分1,200万円の増額、同5節一般被保険者国民健康保険税後期高齢者支援金分滞納繰越分200万円の増額及び同6節一般被保険者国民健康保険税介護納付金分滞納繰越分100万円の増額は、滞納繰越分の見込み増によるもの、3款1項1目1節国庫・療養給付費等負担金・現

年度分1,260万円の増額は、医療費負担金の増額によるもの、同2目1節国庫・高額医療費共同事業負担金130万3,000円の減額は、負担金の確定によるもの、同3目1節国庫・特定健康診査等負担金8万3,000円の減額は、負担金の確定によるもの、3款2項1目2節国庫・特別調整交付金32万6,000円の減額は、交付見込みの減によるもの、同2目1節国庫・国民健康保険災害臨時特例補助金9万円の追加は、補助金の確定によるもの、4款1項1目1節療養給付費交付金・現年度分4,242万9,000円の減額は、医療費の減額によるもの、6款2項1目1節県費・高額医療費共同事業負担金130万3,000円の減額は負担金の確定によるもの、同2目1節県費・特定健康診査等負担金2万円の減額は、負担金の確定によるもの、7款1項1目1節高額医療費共同事業交付金・現年度分3,360万6,000円の減額は、見込みによるもの、同2目1節保険財政共同安定化事業交付金・現年度分6,680万4,000円の減額は、見込みによるもの、8款1項1目1節利子及び配当金2万5,000円の減額は、基金積立金利子、9款1項1目2節事務費等繰入金128万3,000円の減額は、給与改定による事務の増及びその他の事務費分等の減によるもの、同4節財政安定化事業繰入金8,000円の減額は、数値の確定によるもの、11款1項1目1節一般被保険者延滞金700万円の増額は、延滞金の見込み増によるもの、11款4項1目1節一般被保険者第三者納付金630万3,000円の増額は、納付金の見込み増によるもの。

19ページ、20ページをお開きください。

11款4項2目1節退職被保険者等第三者納付金360万5,000円の増額は、納付金の見込み増によるものでございます。

22ページ、23ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8300国民健康保険総務事務131万8,000円の減額は、給与改定による増額及び補正内容等欄に記載の委託料の精算による減、1款2項1目8321国民健康保険徴収事務3万5,000円の増額は、給与改定による増、2款1項1目8350一般被保険者療養費給付事務1億4,500万円の増額は、医療費増額の見込みによるもの、同2目8355一般被保険者療養費支給事務150万円の増額は、医療費の増額見込みによるもの、2款2項1目8360退職被保険者等療養費給付事務3,900万円の減額は、医療費の減額見込みによるもの、同2目8365退職被保険者等療養費支給事務80万円の減額は、支給対象医療費の減額見込みによるもの、2款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務3,100万円の増額は、高額療養費の増額見込みによるもの、2款6項1目8395退職被保険者等高額療養費支給事務800万円の減額は、高額療養費の減額見込みによるもの、6款1項1目8460介護納付金453万5,000

円の減額は、納付金の確定によるもの、7款1項1目8470高額医療費共同事業医療費拠出金520万9,000円の減額は、拠出金の確定によるもの、同2目8471保険財政共同安定化事業拠出金1,608万2,000円の減額は、拠出金の確定によるもの、8款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業38万2,000円の減額は、データヘルス計画策定業務委託料等の減によるもの、同8485健康管理普及事業32万5,000円の減額は、保健指導事業業務委託の減によるもの、9款1項1目8490国民健康保険診療報酬支払準備基金2億2万5,000円の減額は、積立金の減によるもの、11款1項3目8530国民健康保険償還金事務1,479万2,000円の減額は、返還金の確定による減額、12款1項1目予備費1,034万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の171ページをお開きください。

平成27年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,231万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の172ページから173ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要24ページ、25ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項3目1節国庫・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分7万4,000円の増額は、地域支援事業交付金の決定によるもの、3款2項4目1節国庫・介護保険事業補助金249万9,000円の追加は、介護保険システム改修に係る補助金を受け入れるもの、5款2項2目1節県費・地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）・現年度分3万6,000円の増額は、地域支援事業交付金の決定によるもの、8款1項3目1節地域支援事業交付金繰入金（包括的支援・任意事業）・現年度分3万6,000円の増額は、地域支援事業の確定によるもの、同4目1節職員給与費等繰入金27万1,000円の増額は、給与改定によるもの、同2節事務費等繰入金413万1,000円の減額は、事務費等繰入金の精算

によるものでございます。

歳出につきましては、1款1項1目9200介護保険総務事務27万1,000円の増額は、給与改定等によるもの、同じく9201介護保険電算システム整備事業163万2,000円の減額は、介護保険システム改修業務委託の減、4款2項1目9347介護予防ケアマネジメント事業費7万1,000円の増額、同2目9349総合相談事業費3万4,000円の増額及び同4目9353包括的・継続的ケアマネジメント事業費8万4,000円の増額は、給与改定によるもの、8款1項1目予備費4万3,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の191ページをお開きください。

平成27年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,647万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の192ページから193ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算書の概要によりご説明申し上げます。

補正予算書の概要26ページ、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項2目1節後期高齢者医療保険料・普通徴収保険料・現年度分420万円の増額は、収入見込みの増でございます。3款1項1目1節事務費繰入金54万3,000円の減額は、給与改定等による事務費繰入金の増額等でございます。

歳出でございます。1款1項1目8700後期高齢者医療総務事務54万3,000円の減額は、給与改定による職員人件費増及び後期高齢者システム改修委託の減、2款1項1目8750後期高齢者医療広域連合納付金420万円の増額は、保険料の収入見込み増により納付金が増額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の209ページをお開きください。

平成27年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳出予算の補正でございますが、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるということで、予算書の210ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要28ページ、29ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目8800下水道総務事務1,000円の増額、2款1項1目8830下水道幹線管渠築造事業の2万4,000円の増額、同2目8840下水道枝線管渠築造事業の3万9,000円の増額及び同3目8833下水道施設等更新事業の4万5,000円の増額は、給与改定に伴い職員人件費を増額するもの、4款1項1目予備費の10万9,000円の減額は、歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）までの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 上下水道課長。

○上下水道課長（日吉金吾君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書（第2号）のご用意をお願いいたします。

議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

予算書の1ページをお開きください。

補正第2号の主な内容でございますが、非常用給水タンク購入の入札差金に伴う補助金の減額と購入費用の減額及び給与改定によるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成27年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、業務の予定量で、平成27年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしたしまして、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費第6次拡張事業費の2億6,103万9,000円を2億6,111万9,000円に改めるものでございます。

第3条は、収益的収入および支出で、第3条を次のとおり補正するものとしたしまして、収入で、第1款水道事業収益、第2項営業外収益を7万6,000円減額するものでございます。

支出で、第1款水道事業費用、第1項営業費用を19万円増額し5億7,121万5,000円に、第2項営業外費用を1万7,000円増額するものでございます。

第4条は、資本的収入および支出で、予算第4条本文括弧中、不足する額3億2,697万6,000円を不足する額3億2,705万6,000円に、減債積立金7,401万4,000円を減債積立金7,409万4,000円にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、第1款資本的支出、第1項建設改良費を8万円増額するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第7条を次のとおり補正するものとしたしまして、第1号は、職員給与費9,191万3,000円を9,240万9,000円に改めるものでございます。

第6条は、他会計からの補助金で、予算第8条を次のとおり補正するもので、緊急地震・津波対策交付金21万6,000円を14万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入および支出で、収入1款2項2目他会計繰入金7万6,000円の減額は、他会計補助金にかかわる非常用給水タンク及び入札差金の減額によるものでございます。

支出1款水道事業費用は、20万7,000円増額し6億8,233万9,000円とするものでございます。

1項営業費用は、190万円増額し5億7,121万5,000円とするもので、内訳といたしまして、1目原水及び浄水費から5目総係費までは給与改定によるもので、また、4目業務費の減額は、非常用給水タンク購入の入札差金によるものでございます。

2項営業外費用は、1万7,000円増額し1億312万4,000円とするもので、内訳といたしまして、2目消費税及び地方消費税1万7,000円の増額は、補正第2号による発生とする収益と費用の差し引きによる消費税の増額でございます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

資本的支出で、支出1款1項1目改良工事費8万円の増額は、給与改定によるものでございます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

給与費明細書でございます。総括、上の表と下の表ともに上段が補正前、中段が補正後、下段が比較で表示しておりまして、補正理由につきましては、給与、手当等の調整によるものでございます。

9 ページをお開きください。

給料及び職員手当の状況でございます。期末手当・勤勉手当につきましては、上の表が補正前、下の表が補正後で表示しておりまして、一般会計の制度と同様となっております。

10ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。補正第2号の予定額を増減したもので、10ページ末尾に記載してありますように、資産合計は63億9,297万円となるものでございます。

12ページをお開きください。

末尾に記載してありますように、負債資本合計は63億9,297万円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符号しているものでございます。

13ページをお開きください。

平成27年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。キャッシュ・フロー計算書は、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分に分け、それぞれの活動により資金がどのように増減したかを示すものでございます。業務活動によるキャッシュ・フローが2億4,199万1,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,456万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス6,565万8,000円となり、資金減少額がマイナス6,823万3,000円となるものでございます。平成27年度資金期首残高2億2,942万1,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が1億6,118万8,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） ここで質疑の途中ですが、10分間休憩いたします。

午後 1時58分休憩

---

午後 2時 8分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第21号議案から議第27号議案までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第21号 平成27年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を許します。

9番、伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 市長にお尋ねします。

補正予算では、2款1項15目0225事業、新庁舎等建設推進事業で1,464万8,000円の減額、債務負担行為においては、新庁舎建設工事設計業務委託が削除ということになっております。行政に携わる者は、法の精神に基づいて業務を執行する義務があるわけであります。そもそも使えない予算を提案をし、議決を受けてこれをやりますよと、こういうことは、法の精神に反しているんじゃないかと、かように私は12月議会で申し上げて、位置の条例が否決されたのであればこの予算は使えないのであるから、当然減額をし、ただし、議決された予算は必ず執行するんだと、その義務を果たすという当然の姿勢があつてしかるべきだったのではないかと。

しかし、残念ながら条例が否決され、予算としては執行できない。執行できないにもかかわらず、議会の議決を要請し、受け、それならば違法になっても執行するのかと思いきや、やはりそこまでのことはできないということで、今回補正で削除ということになるんですが、執行できない予算を修正せずにそのまま議会の議決を求めたということは、法の精神に反するのではないかと思います。市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） その件に関しましては、どのように扱うかということは、政策会議等、あるいは財政当局、副市長等々十分に論議をし、考えたところであります。

伊藤議員の言われる順序とかやり方というのは、それはそれなりに私も正しいとは思いますが、執行の中で位置条例が否決された後に議会のほうで判断をいただいて、その中でということで論議をし、決めたことでありまして、ただし、位置条例が否決されると、その後の設計等の仕様に関しては、やはりセットとして考えるべきだということで、執行は見合わすというふうなことにしたわけでありますので、法にそれが違法しているかどうかという

のは、私としては判断しにくいところではありますが、しかし、しっかりした論議の中で執行させていただいたということで、間違いではなかったというふうには考えております。

○9番（伊藤英雄君） 市長、質問は、修正を出さなかった理由は何か。論議をしたということだけじゃ、理由の説明にはなっていないです。論議は十分されたと思うけれども、論議の結果、どういう理由で執行できないその予算をそのまま上程したのかという理由、理由の説明を求めています。

○議長（森 温繁君） 市長、再度。当局、再度。  
副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） ただいまの伊藤議員のご質問でございますけれども、これは12月市議会定例会の中でも大川議員から、今回、市役所の位置の変更に伴う議案が否決され、あわせて補正予算が仮に承認された場合に、この補正予算の執行はできるのか否かというご質問がございました。それに対して私のほうは、条例が否決されて仮に予算が可決されるといったねじれ現象が起きた場合、当然いろいろな問題が出てくるのではないかというような話の中で、条例改正案と予算の補正を提出させていただいたのは、この庁舎建設にかかる当局の姿勢を具体的に明らかにしたいという意思がありまして、条例が否決されたといたしましても、予算の取り扱いにつきましては、当局から訂正を申し出るような原案訂正、あるいは委員会での修正という形の対応になろうかと思うという答弁、当局としては、それに対して結局、庁舎建設に対する強い意思をこの補正予算の中であらわすということで、当局撤回、原案訂正という形になった場合には、そういった当局の姿勢を自ら曲げることになってしまうという形になってしまうという判断の中で対応させていただいたという答弁をさせていただきました。

それに対して、さらに沢登議員のほうからご質問がございました。それに対しても同じような答弁をさせていただいていますが、沢登議員のほうからは大川議員の質問に対しまして、当局の姿勢を示すものであって、位置の条例が否決された場合は議会の意思によってこの予算を修正していただきたい、こういう答弁を受けたというふうに理解するというようなご質問がございました。それに対しては、先ほど申し上げましたとおりの形で、そのまま予算審議をしていただくというような方法ということで対応させていただきたいという答弁を行っているところでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 12月議会で確かに、執行できないけれども決意をあらわすためだ。しかし、決意をあらわすということであれば、執行できない予算をそのまま議決を受けても構わない、議会に提出しても構わない、こういう考え方はおかしいのではないですか。

例えば今回の新年度予算に新庁舎の予算が1つも出ていないんですよ。でも、決意を新たにして新庁舎つくらなきゃいけないということであれば、今ご説明を受けた内容であれば、新庁舎を建設すると、この庁舎をそのままにおけないと、仮に使えないにしても出すと、決意を明らかにするということが一貫しているのではないかと。

今回出せなかったのは、新庁舎への決意が12月議会に比べればはるかにもう衰えちゃったと、できなきゃできないでしょうがないのかとまではいかないにしても、はるかに12月議会よりもやる気がなくなっちゃったと、新庁舎への熱意が失われたと、こういうことで新年度予算には計上しなかったと。論理の一貫性でいけばそういう話になるんですが、そういうことでいいのかな。また、決意をあらわすためなら、使えない予算をそのまま議案として提出しても構わない、予算というのはそういう性格のものなのか、それとも執行できないような、思いはあっても執行できないものであれば、予算として提案してはいけないものなのか、この点についてお尋ねする。

それと、議会の条例否決にもかかわらず、やっぱり敷根民有地を進めるんだ、こういう決意を12月で示されたわけでありましたが、2カ月たちまして、その決意は揺らいでいないのでありましょか。2カ月たてば揺らぐような決意で使えない予算を審議に提案をすると、つまり、その強い決意というものは、2カ月たてば撤回されるような決意であったのかどうかお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 当局は。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） この条例の審議と予算の審議につきましては、庁舎の位置の変更の議案をいつ提案するのかというところについては、はっきりとしたルールはございません。そういった中で、通説から申し上げますと、例えば用地の取得費を計上する、あるいは庁舎の建設のための工事費の予算を計上するとき、あるいは実施設計等のそういった具体的な作業に入る時期とさまざまでございます。

今回、下田市としましては、そういったはっきりとルールが定められていない中で、具体的に工事の設計に入りたいと、庁舎の建設の設計に入りたいというところをもって、特別多数決を必要とする、3分の2の議決を必要とする位置の変更条例もあわせて提案したいとい

う判断をさせていただいたところでございます。

したがいまして、この予算につきまして、位置の条例が否決されたと、これは紛れもない事実でございますけれども、先ほど申し上げましたように、予算については、これはまた別な議案という形で捉えて、その辺については当局の考え方を議会の場に提案させていただいて、そこで議会のご判断をいただきたいということで、そのまま議案として提案させていただいたところでございます。

それから、そのときから既に2カ月余経過しているわけございまして、そのときの決意が揺らいでいるのかというご質問でございますけれども、これは当然さまざまな方面からさまざまなご意見を頂戴しております。そういったご意見を総合的に判断させていただいた中で、現段階においても敷根の民有地が最も適地であるという判断に変わりはないわけでございますが、それにかわるべき新たな最適地と思われるところのご提案をいただきましたら、そのご提案に対しては真摯に向き合って、改めて検討を深めていきたいと、そういう姿勢をとるということで、今回のような予算の編成、あるいは組織の改編という形に至ったということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 私の質問は、条例が否決されて設計業務の委託が提案されたんです。設計業務の委託は当然、位置条例が否決されればその場所での設計できませんから、執行できない予算を姿勢を明らかにするために議会に提案する、その行為そのものはおかしいんじゃないですかという質問なんです。執行できない予算であっても議会に提案するというのはおかしいんじゃないですか。理由が、それをやる姿勢を示すためであっても。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 議会への手続といたしまして、特に瑕疵があるとか、違法性があるとか、そういったような認識は持っておりません。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 最後の質問になってしまったんですが、いや、実に奇妙な発言を聞きました。執行できない予算を、当局が執行したいということで提案しても問題ないと。やってはいけないことを、予算を出しても問題ないと。それでは、そもそも予算というのはどういう基準でつくられるんだと。つまり、今年度の新年度予算には、必ず執行できるもの、執行できるだけの理由があって出されているはずなだけけれども、その中に実は全くやる予定

がないよ、あるいはやっちゃいけないよと、こういう予算が出ても問題ない。副市長は、そう考えているとすれば大きな誤りですよ。それは、予算に対する、行政に対する信頼を失うことですよ。

これからこの後、本議会で新年度予算の審議をするんだけど、この中にどうしてもやりたいことがあるんだけど、それはやっちゃいけないことだけでも提案しますよとか、これは本当は使えないんだけど、予算として提案しますよと、こんなむちゃな話はない。市民の大切な税金を、本当に有効に効率的に合理的に必要なものを、全部はできない、最小限の必要なものをやるために予算はつくられて、提案されるんじゃないですか。議員もまた、提案された予算は本当に必要なものだし、これはやっぱり市民のためにやらなきゃいけないと、進めようじゃないかということでやるんであって、使えない予算を、使ってはいけない予算を可決することが問題ないという認識はおかしくありませんか。

○議長（森 温繁君） 当局。当局の答弁を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） 今の伊藤議員のご質問でございます。

我々の判断が非常にその辺について配慮に欠けていた面があるというところをご指摘ということであれば、その辺は謙虚に受けとめなければならないというふうに思います。

ただ、その中で、別に議会の皆様方に責任を丸投げするとか、あるいは全て委ねてしまうとかということはありませんけれども、修正動議が提出されまして、その動議に対しまして、議会の議員さんのご見識の中でご審議いただいたわけでございます。その中で採決していただいた結果、そのような形になったということでございまして、これは当局としていろいろ反省しなければならないこともございますけれども、今後そのようなところも謙虚に受けとめまして、このようなことは今後ないような形でできるだけ努力させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） 補正予算書の17ページの債務負担行為について、あわせてお尋ねをしたいと思います。3段目の高齢者生きがいプラザ指定管理料を、27年から29年度の債務負担行為を28年度、1年縮めるんだと。これは例の県の総合庁舎の移転を進めるということであろうかと思いますが、この経過の中で約380万何がしの金の削除になると、当然これは振興公社の職員が受けてこの事業をやっていると、こういうことになると、その事業が

29年度提出されてしまう。ページ数は7ページの債務負担行為のところの説明をしております。1,129万7,000円が748万円になるんだと、こういうことですから、381万7,000円の減額補正を提案されているわけです。そうしますと、これを受けておりました振興公社は、当然この事業が縮小されてしまうと、こういうことになるわけですから、それらの当然補填といえますか配慮というのはどうされているんだと、こういうことが出てこようかと思えます。

それから、今、伊藤議員が言われました次の新庁舎建設設計業務委託1億700万円からを減額してしまう、今年度は1,147万でしたか、等々の削減をするんだと。この予算は、議論されてまいりましたように、予算というのは本来市民の税金であります。その税金を市民のサービス、福祉の増進のために使うというのが、市の本来の予算のあり方だと思うんです。したがって、このような運営をするということは、楠山市政は市民のほうに顔を向けていないと、自分のメンツのために、この使えない予算を出したんだと、こういうことになるわけです、市長。しかも、それを、当然使えない予算は、議員はそれを否決しなければならない。せつかく伊藤さんと鈴木さんが、これは使えない予算だから修正しようというものを、議会が否決してしまうと。これまたおかしな話なんです。否決した議員の責任というのはどこにあるのかと。議会として、私は明らかにしなければならないと思うわけです。

そして、そのようなおかしなことが行われたときに、当局はそれをどう訂正するかという手だてを持っているわけです。再議という手だてを持っているんです。市長が、この位置決定の議決が、自分が納得いかないということであれば、10日以内にもう一度それを提案して、審議してくださいと、通してくださいと、こういう手だてを持っている。そしてもう一つ、再議は、このおかしな予算が意思を表現するだけの、メンツを表現するだけの予算なら、そこで通ったら、またすぐにこれは使えない予算ですから、そこで再議を出して、議会は通したけれども、これは引っ込めますと、否決してくださいと、こういうことをやるのが手だてとして、仕組みとしてあるわけです。何でその仕組みを使わなかったのかと、とらなかったのかと。こういう手だては当然問われると思うわけです。

その裏にあるのは、うがった見方になりますけれども、市長は辞任をして選挙をするんじゃないかと、こういううわさまで立てられているんですよ。そこまで混乱、迷走をこの予算でしてきているという自覚をきちり持っているのかと。議員の皆さんも反省していただかなければならないけれども、当局としての反省も、予算というのはどういうものかと、市民のための財力だと、税金だと、この姿勢が腹に決まっていんじゃないかと僕は思うんです。その点どのようにお考えなのか、強くお尋ねをしたいと思います。

それから、あわせてこちらの説明をしていただいておりますので、ちょっと件数が多くなって恐縮でございますが、3ページの14の02の02の06の297万8,000円の社会保障の税番号制度の補助金のものを削減、確定によるということでの説明でしたが、もう少し詳しくご説明をいただきたい。

それから、不動産売却収入が57万6,000円ということで、市の市有地を売却されたということではありますが、これもあわせてご説明いただけたらと思います。

それから、ちょっと知識がなくてお尋ねをしたいんですが、8ページ、9ページの電算処理総務事業費の5,461万2,000円の増額で、二要素認証導入業務委託、あるいはインターネットの分離云々とそこに記載がございますが、ちょっと知識がなくて恐縮ですけれども、これはどういうものかご説明いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） 新庁舎建設工事の設計業務委託等々の補正に上げさせていただいた理由等々は、今、副市長のほうから説明をさせていただきましたので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

これが執行できなかったということは、私としても申しわけないというふうに思いますが、その中、位置変更の条例がやっぱり議会の中で否決されたということを引きとめまして、しかし、目的としては早く新庁舎を立てていかなきゃならない、そして、それは市民の皆さんのご理解をきちっと得た上でスムーズにしていきたいという中で、この年度内に、仮に例えば再提出とかそういうような手順というのはとてもすべきことでなく、そのようなことはやはりできないという判断の中で、年度内に新庁舎の進捗ができないという状況になったことは、申しわけなくまた思っております。

しかし、今後のことを考えますと、本当にスムーズにご理解を得た形に進むというような手順をしっかりと進めていくということは、先ほども説明させていただきましたので、議員の皆さんから慌てずというようなアドバイス、あるいはしっかりと、あるいは市民の声を聞いて、あるいは新たな提案も受けとめて等々、12月の議会においてもご提案をいただきましたので、それらをしっかりと受けとめ検討した結果、年度内にはこのものを執行をできる環境にできませんし、そのような形に進むべきではないという中でこのような結果になりました。その点につきましては申しわけないというふうに思いますが、今後このものをしっ

かりと進めていくような環境づくりをしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、歳入の関係でございます。

初めに、14款2項2目の社会保障・税番号制度整備事業補助金の減額の内容でございます。これにつきましては、社会保障・税番号制度のシステム整備の補助金でございます。その事業の精算行為の中で減額というようなものでございます。

ちなみに、その下にあります衛生費分というのが、同様の30万2,000円の減額がございます。それも同様の内容でございます。

あと、歳出のほうの8ページ、9ページのほうの概要の電算処理総務事業の中で5,461万2,000円という中で、その中に、内容的には二要素認証導入業務委託というのがございます。これにつきましては、年金の情報漏出、情報の漏れがありました内容で、セキュリティー強化というような観点の中で、まず二要素認証というのは、今まではパスワードを入れて情報システムのほうを起動していたわけですが、パスワードともう一つ静脈認証というような部分を追加した中で、その二要素を必要として情報系の機械を起動させるというようなシステム側からのセキュリティー対策ということでございます。

あと、もう1点ございます。インターネット分離環境構築業務委託、これにつきましても4,791万8,000円ということで、これもセキュリティー対策という中で今、LGWAN系の情報系のシステムがございまして、これにつきましては、県とか国とのやりとりの情報系の端末として利用しているわけですが、その中でまたインターネットのほうもある程度使えるような状況がありまして、そのインターネット回線を通じて情報が漏れる危険性もあるというような中で、LGWAN系とインターネット接続系を分離する、そういう内容の作業を今後行っていくというようなもので、セキュリティー対策の一環として今回行うものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 概要の2ページの総務課の不動産売却収入の57万6,000円でございますが、こちらは用途廃止後の土地につきまして払い下げ申請が出まして、それに基づき売却したものでございます。

該当物件でございますけれども、下田市加増野の2筆の原野38.49平米を25万4,000円程度

で売却したと。それと、下田市河内の143番地というところの宅地の25.15平米の分を32万1,920円で売却するというようなものでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（楠山賢佐君） 私のほうから、第3表の債務負担行為の変更の事務手続上のルールと意図についてご説明させていただきたいと思います。

この件につきましては、あくまでも債務負担については設定をした年度、実際には平成27年度になりますけれども、その中でしか期間とか、また限度額の変更ができないというルールがございます。ですので、生きがいプラザの指定管理料その他のことについても、この年度で設定をしましたので、期間と限度額を変更したということになります。ですので、その後の例えば窯の管理等が決定したということであれば、また平成28年度の新年度予算、また補正予算等の中で債務負担が組まれて予算が行われるというルールになるんじゃないかなというふうに想像されます。

これにつきましては、新年度予算との対応の整合性をとるために変更を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番、沢登君。

○13番（沢登英信君） ご説明ありがとうございました。

先ほどこの新庁舎の位置の件につきましては、副市長さんのほうから、敷根民有地が適地であるという判断は変わらないんだと、ここよりもより一層いいところがあれば、それも検討するんだと、こういう答弁だったわけでありましてけれども、先ほどご確認をいただいた私の理解はそういう理解ではなく、全て再検討をするというような理解をしたわけですが、先ほど副市長から答弁があったようなご答弁が本筋といいますか、なのかということを確認をしたいと思います。

それから、高齢者生きがいプラザのものにつきましては、当然事業として進められ、その体制をとっているわけですので、その部分がある日突然ぱっとその事業がなくなれば、それを担当した部署としては大変困るという事情が当然出てこようかと思えます。それは、窯そのものはなくなるので、29年度になれば再度委託契約がなされるようになるでしょうと、こういうご答弁をいただいたというぐあいに思うんですけれども、やはり市の勝手な理由でころころ変えて、それを担当している部署が大変な目を見るというよう

なものというのは、これは最大限避けるという、そういうものをやらなきゃならないときには、一定の補償や配慮をするということが当然私は必要ではないかと思うんですが、そのような話し合いや配慮はされているのかどうなのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 敷根民有地に対する考え方ではありますが、先ほど副市長のほうから述べましたように、この間10カ所等々の位置をピックアップし、比較検討し、そしてその中で積み上げてきた候補地としてでありますので、現段階でも今、当局の考え方としては、一番優位な候補地になろうかというふうには考えてはいます。

しかし、議員の皆様方、あるいは市民の皆様方から、それ以上のものというのがあるようにも聞いておりますし、またそういう提案をされるという機会をしっかりとつくって、それを受けて、そしてまたその中で比較検討、あるいはそういうものを受けた中で、当局としてそれなりの調査等をしなければならないのであれば、それもまた踏まえて今後決定に向けてしていきたいということで、そういう意味では、今までこれを予定地としておきましたけれども、1つの優位な案としておいて、その他の案も含め検討していただける、そういう場所や時間をつくってやるということが、やはり一番市民にとっても、そして早くつくるためにとって一番いい方策だろうと思ひまして、そういう時間をとるということは、ある面、時間をそこにかけるということですが、その時間をかけてでもそうすることが一番いい庁舎を進めていく方策だというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 総務課長。

○総務課長（稲葉一三雄君） 高齢者生きがいプラザの関係でございますけれども、沢登議員がおっしゃる一定の配慮ということですが、この移転等につきましては、今の利用者ですとか指定管理をお願いしています振興公社、そちらのほうに迷惑にならないということをご第一義に考えて今までいろいろしてきました。今後また引っ越しとかそういうことも絡んでくるわけなんですけれども、利用者の迷惑にならないということでは、当面これを設置して、今後スポーツセンターと一体的な管理というようなことで考えております。

あと、振興公社のほうについては、高齢者生きがいプラザの管理の人員が0.5人工というふうな形の出方がしていますので、0.5人工というのは、人が半分そっちへ行くとか現実的にできませんので、それは陶芸小屋を管理するというスポーツセンターのほうの部分のほうに追加で入れるというふうな形で考えています。ただ、指定管理料については今、債務負担でやっておりますので、追加のそういった管理の契約をすると、何らかの委託をするという

ような形で今考えて、公社のほうとは協議しているところです。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番。3回目です。

○13番（沢登英信君） わかりました。市長に要望して終わりたいと思いますが、9,577人の署名の持っている重さから言えば、やはり敷根民有地というのは今までの経過から言えば、市長さんが1つの案だという気持ちは理解できないわけではありませんけれども、9,577名の署名の意味合いからしますと、その場所ではいけないんだと、こういう結論を出したという理解をぜひ深めていただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） 3点ほど質問したいと思います。

補正予算の39ページ、地域防災対策ですが、本年度の重要な政策の一つで津波避難ビル耐浪調査業務委託を当初予算で2,600万ぐらい予算を計上し、今回1割強の280何万減額したんですが、おおむね10カ所ばかりやったんだと思いますが、結果はどうだったかと。できたら結果が出ていれば、後日でいいですから、何かそれがわかるような資料、簡単な資料で結構ですからいただけたら幸甚だと思いますが、いかがでしょう。

それからもう一点は、73ページ、これは私が所属する委員会のことでございますので、ちょっと大まかなことを聞きたいと思います。美しい伊豆創造センター負担金、これは恐らく歳入の中では、地方創生加速化交付金1,000万円が国庫補助に計上されております。これをそっくりこの負担金として1,000万出すんだらうと思います。これは恐らく市が7市、町が6町、いわゆる13市町で構成をしてやっているわけですが、28年度の恐らく事業に使う原資だと思いますけれども、おおむね現時点でこの総事業費どの程度になるのかと。できれば委員会には詳細な資料を出していただきたいと、こう思いますが、いかがなものでしょう。

それから3点目には、2月16日ですが、明政会は会派の説明を、この28年度の当初予算の説明を承りました。その中で、財政調整基金、これがその時点では、28年度末予定額が約5億8,000万だと。過日、予算書いただいたんですが、28年度への繰越金の財源を8,000万恐らくは見ていると思います。そうだとしますと、例年3億から4億ぐらい精算、あるいは今月、特別交付税が決定するわけですが、そういったものが出て、多分私の予測だと10億ぐらいに、5億8,000万ですから4億ぐらい出て、10億に近い財調になるんではなかろうかと、こう自分なりに推定しているんですが、企画財政課長、どういう展望をお持ちなのか聞かせてください。

○議長（森 温繁君） 地域防災課長。

○地域防災課長（大石哲也君） 津波避難ビルの耐浪性調査につきましては、まだ私のところには最終結果は来ておりませんが、最終結果が来ましたら、機会がありましたら議会のほうにも説明する形でご報告したいと思います。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 美しい伊豆創造センターの負担金でございます。こちらは昨年の4月に、三島市より南の7市6町ですか、すみません、長泉町と清水町は除きますけれども、そちらの市町で「伊豆は一つ」ということでテーマに創立した団体でございます。今回の補正予算でございますけれども、加速化交付金を1,000万円原資といたしまして、構成の13市町で総額おおむね1億3,000万円の事業を予定しているというところでございます。

主な内容なんですけれども、まず、伊豆半島アンテナショップというようなものを考えているようです。今、伊東市さんと西伊豆町さんが、昨年の地方創生交付金で東京都内にアンテナショップを出しているというようなこともありまして、伊豆半島全体でも東京都内にアンテナショップを出しまして、イベントの実施の場所でありますとか、キャンペーンイベントができるといったようなところを考えているというところでございます。

それから、あとは伊豆半島のサイクルフレンドリーエリア事業というような事業も考えているようです。これについては、東京オリンピックで伊豆市ベロドロームのほうがオリンピック会場になったというようなこともありまして、そちらのベロドロームを国内外に情報発信していくということとともに、昨年、伊豆市さんが主催で伊豆1周サイクリングというもの企画いたしました。それについては、伊豆市から松崎町だったかな、をぐるっとやっただんですが、それを県域13市町に広げていこうというような事業を考えているようです。

それと、伊豆カップグルメ事業というのも考えているようです。これについては、伊豆地域のグルメがありますので、そちらのドライブをしながらでも食べられるように、こういったカップに入れて、そのカップが要は車のドリンクホルダーにも入るというようなことで、そういったものを各地域でつくって、それをまた道の駅等で販売していくというような事業を考えているようです。

そのほか、スマートフォン端末によりまして位置情報を取得をして、人の動きでありますとか、あと伊豆地域の産業の連関表、いわゆる物がどこにどういうふうに通じたかというようなことを調査分析して、これを事業実施に役立てていこうかというようなことを考えてい

るようでございます。

大体そこで1億3,000万ほどというようなことございまして、また来年度につきましてはそれとは別に、恐らく多分1億ほどになろうかとは思いますが。それについては来年度、実は、日本版DMOを登録というような制度ができて、美しい伊豆創造センターは今、任意団体でございますけれども、法人化いたしましてDMOに登録すると。DMOに登録すれば、またそういったこちらの交付金等が活用できるというようなことございますので、こちらDMOに登録して、それから着地型商品の販売ですとかそういった事業をやっていくというようなことはお伺いしているところです。

以上です。

[発言する者あり]

○観光交流課長（土屋 仁君） また、すみません、資料のほう、来年の組織図ですとかそういったものを、ちょっとまた提出させていただきますので、お願いします。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 財政調整基金の残高見込みがというお話でございます。現状におきましては、27年度、26年度末で7億7,200万ほどの財政調整基金がございました。そういった中で、27年度の取り崩しが3億5,700万弱で積み立てのほうで5億2,200万弱ということで、差し引き最終残高が9億3,600万程度の金額を見込んでいるところでございます。

あともう一点、先ほど観光交流課長のほうから答弁がございました加速化交付金を利用して行う事業についての事業費につきましては、下田市は1,000万円の負担という中で行いますけれども、全体的には先ほど言った事業内容で1億6,000万程度の事業費というような予定をしているようでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 7番、大川君。

○7番（大川敏雄君） ちょっと財調の関係で確認したいんですが、今、最後9億6,000万というのは、28年度末の残高という理解していいですね。

[「7」「28じゃない」と呼ぶ者あり]

○7番（大川敏雄君） 7。27は9億7,000万だ。資料もらったのは。

[発言する者あり]

○7番（大川敏雄君） 僕の言いたいのは……

○議長（森 温繁君） 財政課長。

○7番（大川敏雄君） 今からまたわからないけれども、28年度末、いわゆる29年3月の予定積立金はどういう見方したらいいのかと。この2月16日のときは5億8,000万だったけれども、これは変わらないのか。

○議長（森 温繁君） 財政課長。どうぞ、財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） すみません。一応先ほど答弁させてもらった内容は、私が持っている資料によりますと、27年度末ということで、9億3,600万程度の残高見込みというような状況でございます。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） この2月16日にあなたからいただいた資料では、いいですよ、9億3,800万が27年度末の予定残高でいいんだけど、28年度中に取り崩す予定が3億8,000万円あると。そして、28年度末には、当時の資料ですよ、5億8,000万ありますよと、こういう説明いただいたんですよ。そこで私が質問したのは、いわゆる今回配付された当初予算では8,000万円の繰り越しを見ているわけ。だとすると、例年だと予備費をやっぱり4億かそこから出てくるんじゃないかと。そのうち財調をどれだけ積み立てるという作業が出てくるわけで、その辺の展望はどうかということです。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） ただいまの関係でございます。27年度末の一応まだこれから決算という中で、繰越金見込みという形になってこようかと思えますけれども、現状、当初予算のほうで議案提出させていただいている8,000万円、当然その半分は、2分の1を超える額につきましては財調のほうに積み立てるといような状況でございますので、そういった部分を加味いたしますと、来年度のちょっと予算の話になりますけれども、3億8,700万円ほど取り崩して4,000万ほど積むといようなことで、28年度の流れとしては、そういう状況になってこようかといようなことでございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、給与改定に伴う人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第22号 平成27年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第3号）に対する質疑

を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第23号 平成27年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

7番、大川君。

○7番（大川敏雄君） 議23号だね。

○議長（森 温繁君） 23号。

○7番（大川敏雄君） 23号ね。いいですね。

○議長（森 温繁君） ええ。国民健康保険。

○7番（大川敏雄君） じゃ、議長。

今回の国保の補正でございますけれども、歳入面では高額医療費、あるいは保険財政共同安定化事業交付金が減ったということで、歳入約1億減りましたよと。歳出に当たっては、保険給付費が一般と高額で約1億7,000万増えましたと。その財源確保で基金の積み立てを2億円するのやめたと、こういう予算です。

そこで、平成27年9月において、基金を2億7,000万計上しようといって予算を上げましたね。そのうちの2億をやめるということに、この予算ではなっていると思います。そこで確認したいんですが、今回の予算措置で、支払準備金は私の試算だと2億4,000万ぐらいになるんだろうと思いますが、この点についてはどうかということと、とりわけ今回の補正で療養費が高額を含めて非常に増額化したんですが、その要因をちょっと教えてください。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（鈴木邦明君） 大川議員のほうの質問にお答えいたします。

基金の関係につきましては、当初かなり医療給付費のほう伸びていなかったと、抑えられたということで、9月のときに2億7,000万ほどいくんじゃないかということだったんですけれども、今回、夏を境にやはり療養給付費が伸びております。通常、大体1億4,000万ほどだったんですが、徐々に上がりまして1億7,000万ぐらい月にかかっているという状況がございます。その中で、歳入のほうの部分については、それはある部分プールでありますので、ちょっと少なくなってくる部分があるんですけれども、どうしてもそういう部分で基金のほうを崩すという形でやるしかないのかなという形で考えております。言ったとおり、

基金の残高については2億4,000万ほどというような数字で推移していくと思っております。

もう一つ、やはり今回、療養給付費伸びています。その部分につきましては、やはり循環器系の疾患、もう一つは、やはり生活習慣病に起因したものですけれども、悪性の新生物、がんですね、そういう部分がやはり昨年と比べますと伸びています。そういう状況の中で、今回はそういう形でやらせていただきましたが、今後もそういう療養給付費等が上がらないような形の部分については、健康づくりのほうも含めた形、そういう特定健診とかで、もろもろのことで、なるべく本当に療養給付費が抑えられるような施策は今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第24号 平成27年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第25号 平成27年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第25号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費については総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第26号 平成27年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第26号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第27号 平成27年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第27号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては総務文教委員会に付託いたします。

---

○議長（森 温繁君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日3日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は4日午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

なお、選挙管理委員会委員及び補充員の選考委員会を3時15分から第1委員会室で開催いたしますので、委員の方はお集まりください。

ご苦労さまでした。

3時15分からです。

午後 3時 4分散会